

第十九回国会 大蔵委員會議録 第八号

昭和二十九年二月十七日(水曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

- 委員長 千葉 三郎君
- 理事 淺香 忠雄君 理事 黒金 泰美君
- 理事 坊 秀男君 理事 山本 勝市君
- 理事 内藤 友明君 理事 久保田 鶴松君
- 理事 井上 良二君
- 小西 寅松君 高橋 英吉君
- 吉米地 英俊君 藤枝 泉介君
- 福田 繁芳君 柴田 義男君
- 春日 一幸君 平岡 忠次郎君

出席政府委員

- 大蔵政務次官 植木 庚子郎君
- 大蔵事務官 (主税局長) 渡辺 喜久造君

委員外の出席者

- 大蔵事務官 (主税局長) 白石 正雄君
- 大蔵事務官 (主税局長) 堀崎 潤君
- 大蔵事務官 (主税局長) 堀崎 潤君
- 専門員 椎木 文也君
- 専門員 黒田 久太君

二月十一日

委員三和精一君辞任につき、その補欠として高橋英吉君が議長の指名で委員に選任された。

二月十二日

委員内藤友明君辞任につき、その補欠として加藤高藏君が議長の指名で委員に選任された。

二月十三日

委員加藤高藏君辞任につき、その補欠として内藤友明君が議長の指名で委員に選任された。

二月十七日

内藤友明君が理事に補欠当選した。

二月十一日

昭和二十八年の風水害及び冷害による被害農家等に対して米麦を特別価格で売り渡したことに伴う食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出第二二六号)

二月十五日

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

二月十六日

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)
 財政法第四十二条の特例に関する法律案(内閣提出第三四号)
 日本銀行券預入令等を廃止する法律案(内閣提出第三五五号)(予)
 当せん金附証票法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六六号)(予)

二月十一日

税理士無試験登録に関する特例延長の請願(堀川恭平君紹介)(第一〇八四号)
 生糸に対する原糸課税反対に関する請願(助川良平君紹介)(第一〇八五号)

二月十二日

揮発油税軽減に関する請願(廣瀬正雄君紹介)(第一一七七号)

同(古井喜實君紹介)(第一一七八号)
 同(黒金泰美君紹介)(第一二五八号)
 同(西村力弥君紹介)(第一二五九号)
 同(前田正男君紹介)(第一三〇二号)

東南アジア諸国における水産物輸入関税の軽減に関する請願(椎熊三郎君紹介)(第一二〇〇号)
 生糸に対する原糸課税反対に関する請願(山下春江君紹介)(第一二五六号)
 家具に対する物品税軽減に関する請願(坊秀男君紹介)(第一二五七号)
 葉たばこの冷害対策確立に関する請願(山下春江君紹介)(第一二六六号)

所得税制度改正に関する請願(田嶋好文君紹介)(第一三〇三号)
 砂糖消費税引上げ反対に関する請願(田嶋好文君紹介)(第一三〇四号)

揮発油税軽減に関する請願外一件(小林鈴君紹介)(第一三五九号)
 同(館林三喜男君紹介)(第一三六〇号)
 同(赤澤正道君紹介)(第一三六一号)
 同(辻寛一君紹介)(第一三九五号)
 同(勝間田清一君紹介)(第一四四四号)

同外一件(小林鈴君紹介)(第一四四五号)

同(岡村利右衛門君紹介)(第一四四六号)
 同外一件(榎兼次郎君紹介)(第一四九六号)
 同(坊秀男君紹介)(第一四九七号)
 生糸消費税創設反対に関する請願(高橋圓三郎君紹介)(第一三六三三号)

商工中央金庫等による政府資金融資に関する請願(高橋圓三郎君紹介)(第一三六四号)
 生糸に対する原糸課税反対に関する請願(井出一太郎君紹介)(第一三九四号)
 同(牧野寛素君紹介)(第一四九四号)
 保全経済会出資者救済に関する請願(柴田義男君紹介)(第一四九五号)
 化粧品に対する物品税軽減に関する請願(島村一郎君外一名紹介)(第一四九八号)
 麻製品に対する消費税課税反対に関する請願(片島港君紹介)(第一四九九号)

同(岸田正記君紹介)(第一七五九号)
 同(伊瀬幸太郎君紹介)(第一七六〇号)
 同(木下郁君紹介)(第一七六一号)
 麻製品に対する消費税課税反対に関する請願(伊東岩男君紹介)(第一六一三三号)
 砂糖消費税引上げ反対に関する請願(難尾弘吉君紹介)(第一六一六六号)
 同(大平正芳君紹介)(第一六一七号)

同(大石ヨシエ君紹介)(第一七五二号)
 同外一件(岡本忠雄君紹介)(第一七五三三号)
 同(船越弘君紹介)(第一七五四号)
 同(福井勇君紹介)(第一七五五号)
 同(河野密君外一名紹介)(第一七五六号)
 同(坊秀男君紹介)(第一七五七号)
 同(高木松吉君紹介)(第一七五八号)
 同(岸田正記君紹介)(第一七五九号)
 同(伊瀬幸太郎君紹介)(第一七六〇号)
 同(木下郁君紹介)(第一七六一号)
 麻製品に対する消費税課税反対に関する請願(伊東岩男君紹介)(第一六一三三号)
 砂糖消費税引上げ反対に関する請願(難尾弘吉君紹介)(第一六一六六号)
 同(大平正芳君紹介)(第一六一七号)

同(大石ヨシエ君紹介)(第一七五二号)
 同外一件(岡本忠雄君紹介)(第一七五三三号)
 同(船越弘君紹介)(第一七五四号)
 同(福井勇君紹介)(第一七五五号)
 同(河野密君外一名紹介)(第一七五六号)
 同(坊秀男君紹介)(第一七五七号)
 同(高木松吉君紹介)(第一七五八号)
 同(岸田正記君紹介)(第一七五九号)
 同(伊瀬幸太郎君紹介)(第一七六〇号)
 同(木下郁君紹介)(第一七六一号)
 麻製品に対する消費税課税反対に関する請願(伊東岩男君紹介)(第一六一三三号)
 砂糖消費税引上げ反対に関する請願(難尾弘吉君紹介)(第一六一六六号)
 同(大平正芳君紹介)(第一六一七号)

同(大石ヨシエ君紹介)(第一七五二号)
 同外一件(岡本忠雄君紹介)(第一七五三三号)
 同(船越弘君紹介)(第一七五四号)
 同(福井勇君紹介)(第一七五五号)
 同(河野密君外一名紹介)(第一七五六号)
 同(坊秀男君紹介)(第一七五七号)
 同(高木松吉君紹介)(第一七五八号)
 同(岸田正記君紹介)(第一七五九号)
 同(伊瀬幸太郎君紹介)(第一七六〇号)
 同(木下郁君紹介)(第一七六一号)
 麻製品に対する消費税課税反対に関する請願(伊東岩男君紹介)(第一六一三三号)
 砂糖消費税引上げ反対に関する請願(難尾弘吉君紹介)(第一六一六六号)
 同(大平正芳君紹介)(第一六一七号)

同(大石ヨシエ君紹介)(第一七五二号)
 同外一件(岡本忠雄君紹介)(第一七五三三号)
 同(船越弘君紹介)(第一七五四号)
 同(福井勇君紹介)(第一七五五号)
 同(河野密君外一名紹介)(第一七五六号)
 同(坊秀男君紹介)(第一七五七号)
 同(高木松吉君紹介)(第一七五八号)
 同(岸田正記君紹介)(第一七五九号)
 同(伊瀬幸太郎君紹介)(第一七六〇号)
 同(木下郁君紹介)(第一七六一号)
 麻製品に対する消費税課税反対に関する請願(伊東岩男君紹介)(第一六一三三号)
 砂糖消費税引上げ反対に関する請願(難尾弘吉君紹介)(第一六一六六号)
 同(大平正芳君紹介)(第一六一七号)

同(大石ヨシエ君紹介)(第一七五二号)
 同外一件(岡本忠雄君紹介)(第一七五三三号)
 同(船越弘君紹介)(第一七五四号)
 同(福井勇君紹介)(第一七五五号)
 同(河野密君外一名紹介)(第一七五六号)
 同(坊秀男君紹介)(第一七五七号)
 同(高木松吉君紹介)(第一七五八号)
 同(岸田正記君紹介)(第一七五九号)
 同(伊瀬幸太郎君紹介)(第一七六〇号)
 同(木下郁君紹介)(第一七六一号)
 麻製品に対する消費税課税反対に関する請願(伊東岩男君紹介)(第一六一三三号)
 砂糖消費税引上げ反対に関する請願(難尾弘吉君紹介)(第一六一六六号)
 同(大平正芳君紹介)(第一六一七号)

同(郡山市原田町三十六番地相築佐代吉外三百三十六号)(第五三四号)

同(福島県北会津郡神指村大字北回会字小二百別乙千五百五十八番地皆川宇喜治)(第五三五号)

同外一件(仙台市北七番町八十三番地斎藤藤吉外一名)(第五三六号)

同(香川県小豆郡内海町坂手木下長松外七十一名)(第五三七号)

国家予算編成に関する陳情書(東京商工會議所会頭藤山愛一郎)(第五六六号)

議員立法に対する予算的措置に関する陳情書(山口県議會議長二本謙吾)(第五六七号)

企業の資本蓄積促進対策に関する陳情書(経済同友会全国委員長工藤昭四郎外二名)(第五六八号)

会計年度の改正に関する陳情書(全国市長会会長中井光次)(第五六九号)

織物消費税復活反対の陳情書(群馬県織維工業連合会会長大沢菊太郎外七名)(第五七〇号)

林業関係税制改正に関する陳情書(国会林業議員懇話会総代河井彌八)(第五七一号)

中小企業の金融対策に関する陳情書(日本中小企業団体連盟会長豊田雅孝)(第五七二号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件
理事の互選
所得税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一五号)
法人税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一六号)

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

骨牌税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一号)

酒税の保全及び酒類組合等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

入場税法案(内閣提出第三〇号)

○千葉委員長 これより會議を開きます。

議案の審査に入ります前に、理事の補欠選任に関する件についてお諮りいたします。それは去る十二日、理事内藤友明君が都合により委員を辞任されましたので、理事一名が欠員となっておりますが、内藤君が十三日再び本委員になりなされたので、同君を再び理事に指名したいと存じますが、この点に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○千葉委員長 御異議ないようでありますから、内藤君を理事に指名いたします。

○千葉委員長 これより税法案を一括議題として質疑に入りたいと存じますが、その前に一昨十五日、本委員会に付託されました物品税法の一部を改正する法律案及び入場税法案の両案を一括議題として、政府当局より提案趣旨の説明を取扱いたします。

物品税法の一部を改正する法律案
物品税法(昭和十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項第六号を同種第七号とし、同種第五号の次に次の一号を加える。

六 高級毛皮製品
第一条第一項第二種甲類第四号中「但シ第四十八号ニ掲グルモノヲ除ク」を削り、同類第五号を次のように改める。

五 高級普通乗用自動車(輪距百二十吋又ハ気筒容積四千立方釐ヲ超ユルモノニ限ル)

第一条第一項第二種戊類第五十一号から己類第六十四号までをそれぞれ当該類に属するものとして四号ずつ繰り下げ、同種戊類第五十号を次のように改める。

五十四 毛皮製品但シ第一種第六号ニ掲グルモノヲ除ク
第一条第一項第二種戊類第四十八号中「同部分品」の下に「但シ第四号又ハ第十七号ニ掲グルモノトシテ物品税ヲ課セラルモノヲ除ク」を加え、同類第四十七号から第四十九号までを四号ずつ繰り下げ、同種丁類第四十六号を次のように改める。

五十 小型普通乗用四輪自動車(電気ヲ動力源トスルモノニ在リテハ輪距百吋以下其ノ他ノモノニ在リテハ輪距百吋以下ニシテ気筒容積千五百立方釐以下又ハ四輪駆動式ノモノニ限ル)

第一条第一項第二種丁類第四十五号中「第五十八号」を「第六十二号」に改め、同類中第二十八号から第四十五号までを四号ずつ繰り下げ、同類第二十七号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一 オルゴール又ハ之ヲ用ヒタル製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ
第一条第一項第二種丙類第二十六号中「第四十六号及第六十号」を第五号、第五十号及第六十四号に改め、同類中第十九号から第二十六号までを三号ずつ繰り下げ、第十八号を削り、同類第十七号中「第四十四号」を「第十一号及第四十八号」に改め、同号を同類第二十一号とし、同類第十四号中「第五十五号」を「第五十九号」に改め、同類中同号から第十六号までを四号ずつ、第十号から第十三号までを二号ずつそれぞれ繰り下げ、同類中第十六号及び第十七号として次の二号を加える。

十六 テレビジョン受像機及同部分品但シ第六十二号及第六十三号ニ掲グルモノヲ除ク
十七 高級時計但シ第四号ニ掲グルモノヲ除ク
第一条第一項第二種乙類中第九号の次に次の二号を加える。

十 電気冷蔵庫、瓦斯冷蔵庫及同部分品
十一 電気、瓦斯又ハ液体燃料ヲ使用スルラジエーター(室内用ノモノニ限ル)又ハルームクーラー

第二条第二項の次に次の二項を加える。
内容積四立方呎以下ノ電気冷蔵庫及瓦斯冷蔵庫ニシテ前条第一項ノ

規定ニ基テ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価格ノ百分ノ三十ノ税率ニ依ル
前条第一項第二種第五十号ニ掲グル物品ニシテ同項ノ規定ニ基テ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価格ノ百分ノ十五ノ税率ニ依ル
第三条ノ二を第三条ノ三とし、第三条の次に次の一条を加える。

第三条ノ二 小売業者ノ販売シタル第一種ノ物品ニシテ第一条第一項ノ規定ニ基テ命令ヲ以テ物品税ヲ課スル価格ノ最低限(以下本条中課税最低限ト謂フ)ヲ定メタルモノノ対価タル金額ガ当該物品ノ課税最低限ノ額以上ニシテ当該課税最低限ノ額ト当該課税最低限ノ額ニ第二条ノ税率ヲ乗ジテ算出シタル金額ヲ加ヘタル金額トノ合計額ニ滿タザル場合ニ於テハ同条ノ規定ニ拘ラズ其ノ対価タル金額ト当該課税最低限ノ額トノ差額ヲ当該物品ノ税額トス
第七条第一項第二号及び同条第二項中「第三十二号又ハ第四十七号」を「第三十六号又ハ第五十一号」に改める。

附則
1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。
2 昭和三十年三月三十一日までの間に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるテレビジョン受像機で十四インチ(政令で定めるところにより通常の取引において使用される測定方法により測定した長さによる。)以下のブラ

規定ニ基テ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価格ノ百分ノ三十ノ税率ニ依ル
前条第一項第二種第五十号ニ掲グル物品ニシテ同項ノ規定ニ基テ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価格ノ百分ノ十五ノ税率ニ依ル
第三条ノ二を第三条ノ三とし、第三条の次に次の一条を加える。

第三条ノ二 小売業者ノ販売シタル第一種ノ物品ニシテ第一条第一項ノ規定ニ基テ命令ヲ以テ物品税ヲ課スル価格ノ最低限(以下本条中課税最低限ト謂フ)ヲ定メタルモノノ対価タル金額ガ当該物品ノ課税最低限ノ額以上ニシテ当該課税最低限ノ額ト当該課税最低限ノ額ニ第二条ノ税率ヲ乗ジテ算出シタル金額ヲ加ヘタル金額トノ合計額ニ滿タザル場合ニ於テハ同条ノ規定ニ拘ラズ其ノ対価タル金額ト当該課税最低限ノ額トノ差額ヲ当該物品ノ税額トス
第七条第一項第二号及び同条第二項中「第三十二号又ハ第四十七号」を「第三十六号又ハ第五十一号」に改める。

附則
1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。
2 昭和三十年三月三十一日までの間に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるテレビジョン受像機で十四インチ(政令で定めるところにより通常の取引において使用される測定方法により測定した長さによる。)以下のブラ

規定ニ基テ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価格ノ百分ノ三十ノ税率ニ依ル
前条第一項第二種第五十号ニ掲グル物品ニシテ同項ノ規定ニ基テ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価格ノ百分ノ十五ノ税率ニ依ル
第三条ノ二を第三条ノ三とし、第三条の次に次の一条を加える。

第三条ノ二 小売業者ノ販売シタル第一種ノ物品ニシテ第一条第一項ノ規定ニ基テ命令ヲ以テ物品税ヲ課スル価格ノ最低限(以下本条中課税最低限ト謂フ)ヲ定メタルモノノ対価タル金額ガ当該物品ノ課税最低限ノ額以上ニシテ当該課税最低限ノ額ト当該課税最低限ノ額ニ第二条ノ税率ヲ乗ジテ算出シタル金額ヲ加ヘタル金額トノ合計額ニ滿タザル場合ニ於テハ同条ノ規定ニ拘ラズ其ノ対価タル金額ト当該課税最低限ノ額トノ差額ヲ当該物品ノ税額トス
第七条第一項第二号及び同条第二項中「第三十二号又ハ第四十七号」を「第三十六号又ハ第五十一号」に改める。

附則
1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。
2 昭和三十年三月三十一日までの間に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるテレビジョン受像機で十四インチ(政令で定めるところにより通常の取引において使用される測定方法により測定した長さによる。)以下のブラ

規定ニ基テ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価格ノ百分ノ三十ノ税率ニ依ル
前条第一項第二種第五十号ニ掲グル物品ニシテ同項ノ規定ニ基テ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価格ノ百分ノ十五ノ税率ニ依ル
第三条ノ二を第三条ノ三とし、第三条の次に次の一条を加える。

第三条ノ二 小売業者ノ販売シタル第一種ノ物品ニシテ第一条第一項ノ規定ニ基テ命令ヲ以テ物品税ヲ課スル価格ノ最低限(以下本条中課税最低限ト謂フ)ヲ定メタルモノノ対価タル金額ガ当該物品ノ課税最低限ノ額以上ニシテ当該課税最低限ノ額ト当該課税最低限ノ額ニ第二条ノ税率ヲ乗ジテ算出シタル金額ヲ加ヘタル金額トノ合計額ニ滿タザル場合ニ於テハ同条ノ規定ニ拘ラズ其ノ対価タル金額ト当該課税最低限ノ額トノ差額ヲ当該物品ノ税額トス
第七条第一項第二号及び同条第二項中「第三十二号又ハ第四十七号」を「第三十六号又ハ第五十一号」に改める。

附則
1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。
2 昭和三十年三月三十一日までの間に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるテレビジョン受像機で十四インチ(政令で定めるところにより通常の取引において使用される測定方法により測定した長さによる。)以下のブラ

規定ニ基テ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価格ノ百分ノ三十ノ税率ニ依ル
前条第一項第二種第五十号ニ掲グル物品ニシテ同項ノ規定ニ基テ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価格ノ百分ノ十五ノ税率ニ依ル
第三条ノ二を第三条ノ三とし、第三条の次に次の一条を加える。

第三条ノ二 小売業者ノ販売シタル第一種ノ物品ニシテ第一条第一項ノ規定ニ基テ命令ヲ以テ物品税ヲ課スル価格ノ最低限(以下本条中課税最低限ト謂フ)ヲ定メタルモノノ対価タル金額ガ当該物品ノ課税最低限ノ額以上ニシテ当該課税最低限ノ額ト当該課税最低限ノ額ニ第二条ノ税率ヲ乗ジテ算出シタル金額ヲ加ヘタル金額トノ合計額ニ滿タザル場合ニ於テハ同条ノ規定ニ拘ラズ其ノ対価タル金額ト当該課税最低限ノ額トノ差額ヲ当該物品ノ税額トス
第七条第一項第二号及び同条第二項中「第三十二号又ハ第四十七号」を「第三十六号又ハ第五十一号」に改める。

ワン管を使用したもの及びその部分品（ブラウン管及びテレビジョン受像機箱に限る。）については、改正後の物品税法第一条第一項の規定にかかわらず、その価格の百分の十五の税率による。

3 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

4 物品税法第十一条第一項、第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた物品がその承認の際政府が指定した期間内にその承認を受けた移出先若しくは引取先に移入され、若しくは輸出され、又はその承認を受けた用途に供されたことの証明がない場合（当該期間がこの法律の施行の日の前日までに終る場合を除く。）における物品税の徴収については、改正後の物品税法第一条及び第二条の規定を適用する。

5 物品税法第十二条第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた物品について、この法律の施行後にその用途が変更された場合における同条第二項の規定による物品税の徴収については、改正後の物品税法第一条及び第二条の規定を適用する。

6 この法律の施行前から引き続き改正後の物品税法第一条第一項第一号第六号に掲げる物品の小売業を営み、又は同項第二号第十六号に掲げる物品若しくはオルゴール若しくはこれを用いた製品を製造する者は、この法律の施行後一月以内に、その旨及びその販売場又は製造場の位置をその所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

7 前項の規定による申告をした者は、この法律の施行の日において物品税法第十五条の規定による申告をした者とみなす。

8 第六項及び物品税法第十八条第一項第一号の規定は、この法律の施行前から引き続き改正後の物品税法第一条第一項第一号第六号に掲げる物品の小売業を営み、又は同項第二号第十六号に掲げる物品若しくはオルゴール若しくはこれを用いた製品を製造する者で、この法律の施行後一月以内に小売業又は製造を廃止するものについては、適用しない。

9 この法律の施行の際製造場及び保税地域以外の場所左に掲げる物品（第二号又は第三号に掲げるものについては三個以上、第五号に掲げるものについてはその所持する数量全部の価格が十万円以上のものに限る。）を所持する当該物品の製造者又は販売者がある場合においては、当該物品については、その者が製造者としてこれをこの法律の施行の日製造場から移出したものとみなして、物品税を課する。この場合においては、第一号及び第五号に掲げる物品についてはその価格の百分の二十、第二号及び第四号に掲げる物品についてはその価格の百分の十、第三号に掲げる物品についてはその

価格の百分の三十（テレビジョン受像機のうち、第二号に掲げるものについては百分の十五）の税率により算出した金額をその税額とする。

一 改正後の物品税法第一条第一項第二号第五号に掲げる物品
二 改正後の物品税法第一条第一項第二号第十号に掲げる物品
（同法第二条第三項の規定の適用を受ける物品を除く。）及び同種第十一号に掲げる物品
三 テレビジョン受像機
四 改正後の物品税法第一条第一項第二号二十九号に掲げる物品（輪距百十インチをこえるものを除く。）
五 改正後の物品税法第一条第一項第二号第十七号に掲げる物品
前項に規定する税額が三万円以下のときは、昭和二十九年四月三十日限り、三万円をこえるときは、左の区分によりその税額を各月に等分して、その月末日限り、これを徴収する。

昭和二十九年四月及び五月
税額十万円をこえるとき
同年四月から六月まで
税額三十万円をこえるとき
同年四月から七月まで
税額五十万円をこえるとき
同年四月から八月まで

長に書面で申告しなければならない。

12 この法律の施行の際製造場以外の場所において物品の販売者が所持する改正後の物品税法第一条第一項第六号に掲げる物品については、政令で定めるところにより、物品税法第四条の規定にかかわらず、物品税を免除する。

13 第六項、第九項及び前項の規定は、これらの項に規定する物品が改正後の物品税法第一条第一項の規定に基き政令で定められた物品に該当する場合に限り、適用する。

14 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

入場税法案
入場税法
（課税範囲）

第一条 左に掲げる場所への入場には、この法律により、入場税を課する。

第一種
一 映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を多数人に見せ、又は聞かせる場所
二 競馬場及び競輪場
三 前二号に掲げる場所に類する場所、政令で定めるもの

第二種
一 展覧会場（国立の博物館及び博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項の博物館を除く。）
二 博覧会場
三 遊園地

（定義）
第二条 この法律において「催物」とは、第一種又は第二種の場所（以下「興行場等」という。）において、映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ、見せ物、競馬、競輪、展覧会、博覧会その他政令で定めるこれらに類するもので、多数人に見せ、又は聞かせるものをいう。

2 この法律において「主催者」とは、臨時に興行場等を設け、又は興行場等をその経営者若しくは所有者から借り受けて催物を主催する者をいう。

3 この法律において「入場料金」とは、興行場等の経営者又は主催者が、いずれの名義であるかを問わず、興行場等の入場者から領収すべきその入場の対価をい、当該入場料金について催される入場税額に相当する金額を含まないものとする。

（納税義務者）
第三条 興行場等の経営者（当該興行場等について別に主催者がある場合を除く。以下「経営者」という。）又は主催者（以下「経営者等」と総称する。）は、興行場等への入場者から領収する入場料金について、入場税を納める義務がある。
（課税標準及び税率）
第四条 入場税は、入場料金を課税標準として、左の各号に掲げる税率により課する。
一 第一種の場所
入場料金が一人一回について四十円以下であるとき
入場料金の百分の二十
入場料金が一人一回について

四十円をこえ、七十円以下であるとき

入場料金の百分の三十
入場料金が一人一回について七十円をこえ、百五十円以下であるとき

入場料金の百分の四十
入場料金が一人一回について百五十円をこえるとき

二 第二種の場所

入場料金の百分の十
交響楽、器楽、声楽等の純音楽、純オペラ、純舞踊、雅楽、文楽若しくは能楽をもつばら研究発表する会場への入場又はスポーツを催す競技場への入場については、前項第一号の規定にかかわらず、左の税率により課する。

入場料金が一人一回について七十円以下であるとき

入場料金の百分の二十
入場料金が一人一回について七百円をこえるとき

(免税点)
第五条 入場料金が一人一回について二十円以下であるときは、入場税を課さない。

2 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条(学校の範囲)に規定する小学校その他政令で定める学校の教員の引率により、当該学校における教育に資するため、当該学校の生徒、児童又は幼児を興行場等に入場させる場合において、入場料金が一人一回について三十円以下であるときは、前項の規定にかかわらず、当該入場には、入場税を課さない。

(税額算定の特例)

第六条 第一種の場所の経営者等が当該場所への入場者から領収した金額(回数券又は定期券の発行により領収した金額を除く。以下第二項において同じ。)が、同一税率の適用を受ける入場料金の最高額(第四条第一項第一号又は同条第二項の規定を適用する場合において、入場料金に対する税率区分が異なることとなる限界の金額としての四十円、七十円、百五十円又は七百円をいう。)と当該最高額に対する入場税額との合計額をこえ、当該最高額とこれに対し入場料金が当該最高額をこえる場合における直近の税率を乗じて計算した金額との合計額以下であるときは、その領収した金額から当該最高額を控除した額に相当する入場税を課する。

2 経営者等が興行場等への入場者から領収した金額が、前条第一項に規定する金額(前条第二項に規定する場合に該当するときは、同項に規定する金額。以下この項において同じ。)をこえ、当該金額とこれに対し第四条第一項第一号若しくは同条第二項に規定する税率のうち最低のもの又は同条第一項第二号に規定する税率を乗じて計算した金額との合計額以下であるときは、その領収した金額から前条第一項に規定する金額を控除した額に相当する入場税を課する。

第七条 左の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる金額を入場料金として、入場の際、領収したものとみなす。この場合において、経営者等が入場料金の一部又は低額の入場料金を領収しているときは、これらの料金は、領収しなかつたものとみなす。
一 経営者等が興行場等への入場について入場料金を定めている場合において、その入場料金の全部又は一部を領収しない、興行場等に入場させた場合(当該入場が公務又は業務による場合を除く)その定めている入場料金の額
二 入場につき、通常、入場料金を領収して催物を行う第一種の場所において、催物当該催物と同じ種類の催物に参加することを業とする者が主として参加するものに限る。)を行つて経営者等が入場料金を定めず、且つ、入場料金を領収しないで入場させた場合又はその定めた入場料金の額が通常領収すべき入場料金の額に比し著しく低額であり、且つ、その定めた入場料金を領収し、若しくは領収しないで入場させた場合(国、地方公共団体その他政令で定める者が催物を行う場合を除く)当該催物の開催その他当該場所に入場させるために要した経費を当該場所に通常入場させることができる人員(第十九条第一項の規定により入場券を交付した場合において、交付した入場券の数に應ずる人員)の数で除して得た額
三 経営者等が興行場等への入場について入場料金を定めている場合

において、回数券又は定期券により興行場等に入場させたときは、入場の際、その定めている入場料金を当該入場に係る入場料金として領収したものとみなす。この場合において、回数券又は定期券の発行により経営者等が領収している金額があるときは、当該金額は、領収しなかつたものとみなす。

(免税興行)

第八条 別表の上欄に掲げる者が主催する催物が左の各号に掲げる条件に該当する場合において、第三項の規定による承認を受けたときは、当該催物が行われる場所への入場については、入場税を免除する。
一 当該催物が演劇、演芸、音楽、スポーツ、見せ物、展覧会又は博覧会であること。
二 当該催物が学生、生徒、児童その他当該催物と同じ種類の催物に参加することを業としない者により行われるものであること。

三 当該催物に係る純益の全額が別表の下欄に掲げるもののため支出されること。
四 当該催物に参加し、又は関係する者が何らの報酬を受けないこと。

2 別表の上欄に掲げる者のうち政令で指定するものについて前項の規定を適用する場合においては、同項第一号及び第二号に掲げる条件は、必要としない。
3 前二項の規定により入場税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする催物を開催する日の五日前までに、その氏名又は名称、催物の種類、開催の場所及び期間、入場料金、免除に該当する事由その他政令で定める事項を記載した申請書を、当該催物を開催する場所の所在地の所轄税務署長に提出して、その承認を受けなければならない。

4 税務署長は、前項の規定により申請書を提出した者が開催する催物の回数、期間、入場料金、場所その他の計画が入場税の保全上不適当であると認められる場合においては、前項の承認をしないことができる。
5 第一項第三号に規定する純益の計算について必要な事項は、政令で定める。
6 第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた者は、その免除を受けた催物の終了後十日以内に、当該催物に係る収入及び支出の明細書並びに支出された純益を領収した事実を証明する書類を、その免除をした税務署長に提出しなければならない。

7 税務署長は、第一項又は第二項の規定により免除を受けた者の申請により、前項の期間内に同項に規定する明細書又は書類を提出することができないことについて、やむを得ない事由があると認めるときは、その期間を延長することができる。
8 第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた主催者がこれらの項に規定する条件に違反した場合において、その免除をした

税務署長は、第十二条第一項の規定にかかわらず、当該主権者から、直ちに、その免除に係る入場税を徴収する。

(非課税)

第九條 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の規定により助成の措置を講ぜられた文化財のみを公開する場所への入場については、入場税を課さない。

(課税標準額の申告)

第十條 経営者等は、政令で定めるところにより、その領収した毎月分の入場料金の総額(以下「課税標準額」という。)を催物の種類及び税率の区分に従つて記載した申告書を、翌月十日までに、興行場等の所在地の所轄税務署長(以下「所轄税務署長」という。)に提出しなければならない。但し、経営者がその経営を廃止し、又は主権者が催物を終えたときは、当該経営者又は主権者は、その廃止し、又は終えた日までの課税標準額(本文の規定によりすでに申告した課税標準額を除く。)について、その廃止し、又は終えた日から五日以内に、当該申告書を提出しなければならない。

2 第八條第七項の規定は、前項の申告書の提出について、これを準用する。

(課税標準額の決定通知)

第十一條 前条の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された課税標準額が税務署長において調査したところと異なるとき、又は当該申告書の提出がない場合には、税務署長

は、その調査によつて課税標準額を決定し、当該申告書を提出した、又は提出すべき義務がある経営者等に通知する。

(納期)

第十二條 入場税は、入場料金を領収した日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。

2 第十條第一項但書の規定に該当する場合においては、前項の規定にかかわらず、同条第一項但書の規定による申告書が提出された後、又は前条の規定による通知がされた後、直ちにその入場税を徴収する。

(入場税の還付)

第十三條 経営者が興行場等の経営を廃止し、休止し、若しくは中止し、又は主権者が催物を中止したため、その領収した入場料金及び当該料金について課された、又は課されるべき入場税額に相当する金額を払いもつた場合において、当該入場税額がすでに納付されているときは、政令で定めるところにより、当該入場税額に相当する金額を還付する。

2 前項の規定により入場税額に相当する金額を還付する場合において、経営者等が払いもつたし、月中に徴収されるべき入場税額(利子税額及び延滞加算税額を除く。)があるときは、当該税額から還付すべき入場税額に相当する額を控除し、なお控除すべき不足額があるときは、その後に徴収されるべき入場税額から順次これを控除することができる。

(入場税の保全担保)

第十四條 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、左の各号に掲げる場合において、入場税の保全のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、経営者等に対し、金額及び期間を指定して、入場税につき担保の提供を命ずることができる。

一 臨時に興行場等を設け、又は興行場等をその経営者若しくは所有者から借り受けて催物を主催する場合

二 経営者の資力がその納付すべき入場税額に比して薄弱であるため、入場税の納付を怠る虞がある場合

2 前項第一号の規定により指定する期間は、第十二條第二項又は第二十五條第三項の規定により入場税を徴収される日又は第八條第一項若しくは第二項の規定により入場税の免除を受けた者が同条第六項に規定する明細書及び書類を提出する日までの間とする。

3 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要があると認めるときは、第一項の金額又は期間を変更することができる。

4 第一項の規定による担保の提供の手續について必要な事項は、政令で定める。

(担保の種類)

第十五條 前条の規定により提供される担保の種類は、左に掲げるものとする。

一 金銭

二 国債及び地方債

三 国税庁長官、国税局長又は税務署長が確実と認める社債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。以下「社債」という。)

四 土地

五 火災保険に附した建物

六 国税庁長官、国税局長又は税務署長が確実と認める保証人の保証

七 前各号の外、政令で定めるところ

(担保の交換)

第十六條 第十四條の規定により担保を提供した者は、当該担保の提供を命じた者の承認を受けた場合に限り、担保を交換することができる。

(担保の処分等)

第十七條 第十四條の規定により金銭を担保として提供した納税義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもつて入場税の納付に充てることのできる。

2 第十四條の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が第十二條の規定による納期限(第八條第八項又は第二十五條第三項の規定に該当するときは、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第六條(納税の告知)の規定により指定された納期日)までに入場税を納付したときは、税務署長は、直ちに、その担保として提供された金銭をもつて入場税に充て、若しくは金銭以外の担保物を国税滞納処分の場合の財産の処分

の例により処分して、その代金をもつて入場税及びその処分費に充て、又は保証人に対してその旨を通知して入場税を納付させる。

3 前項の場合において、担保として提供された金銭又は処分した代金の額をもつて徴収すべき入場税及び滞納処分費に充ててなお不足があるときは、納税義務者から国税徴収の例により、その不足額を徴収し、又、保証人がその納付すべき入場税を完納しないときは、まず納税義務者から国税徴収の例により、これを徴収し、その徴収した金額をもつて入場税及び滞納処分費に充ててなお不足があるとき、又は不足があると認めるときは、保証人から国税徴収の例によりその不足額を徴収する。

4 前項の保証人は、国税徴収法第三十二條(財産をかくす等の罪)の規定の適用については、納税者とみなす。

5 国税徴収法第七條ノ第四項(担保物についての国税の先取権)の規定は、第十四條の規定により提供された担保物について準用する。

(利子税額)

第十八條 入場税を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第六條(納税の告知)の規定により指定された納期日までに入場税額を完納しないときは、その未納に係る入場税額に対し、当該納期日(第二十五條第三項の規定により入場税を徴収する場合において、当該納期日が第十二條に規定する納期限よりおそいときは、当該納

期限)の翌日から当該入場税額を納付する日までの日数に應じ、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額を入場税額にあわせて徴収する。

2 前項の場合において、納税義務者がその未納に係る入場税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額の計算の基礎となる入場税額は、同項の未納に係る入場税額からその一部納付に係る入場税額を控除した額による。

3 利子税額の計算の基礎となる入場税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該入場税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4 利子税額が三百円未満である場合には、これを徴収しない。

5 第一項の規定により利子税額をあわせて徴収すべき場合において、当該納税義務者が納付した入場税額が同項の未納に係る入場税額に達するまでは、その納付した税額は、当該入場税額に充てられたものとする。但し、国税徴収法第二十八条(公売代金等の充当又は配分)の規定の適用を妨げない。

(入場券の交付及び切取の義務)

第十九条 経営者等は、左の各号に掲げる場合を除く外、興行場等に入场させるとき、又は前売その他いづれの名義でするかを問わず、あらかじめ入場料金を領収するときは、政府が発行する用紙(以下本条中「用紙」という。)をもつて入

場券とし、これを入場者に交付しなければならない。

一 入場料金が、一日を通じ、すべて一人一回について二十円以下である場合

二 第七条第一項第一号に規定する公務又は業務により入場する者を入場させる場合

三 第七条第一項第二号の規定の適用を受けるべき場合のうち入場料金を領収しないで入場させる場合

四 第八条第一項又は第二項の規定により免除を受ける催物を行う場合で、税務署長が指定するとき

五 第九条に規定する文化財のみを公開する場所に入場させる場合

六 その他入場券の交付を必要としない認められる場合で、政令で定めるとき

2 前項の用紙は、税務署長が、政令で定めるところにより、経営者等に交付する。

3 税務署長は、用紙を交付する場合においては、特別の事由がある場合を除き、経営者等がその時までに納付しなければならぬ入場税を完納したこと及びその時まで使用していない用紙の数を確かめた上でなければ、これを交付してはならない。

4 税務署長は、第十四条の規定によつて担保の提供を命じた場合において、経営者等に用紙を交付するときは、当該経営者等が担保を提供するまで、これを交付しないことができる。

5 経営者等は、毎月使用した入場券の種類別に枚数を記載した申告

書を、第十条の規定による申告書にあわせて所轄税務署長に提出しなければならない。

6 経営者等は、入場者と興行場等に入场させる際、入場券の呈示を求めてその半片を切り取り、他の半片を当該入場者に返さなければならぬ。

7 経営者等は、第二項の規定によつて交付を受けた用紙を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。但し、所轄税務署長の承認を受けた場合は、この限りでない。

8 用紙の種類及び様式又は形式は、大蔵省令で定める。

(特別入場券等の発行)

第二十条 経営者等は、指定席券により入場させる場合その他特別の事情がある場合において、所轄税務署長の承認を受けたときは、前条第一項に規定する用紙以外の用紙で作成した入場券(以下「特別入場券」という。)を発行することができる。

2 経営者等が特別入場券又は回数券若しくは定期券を発行しようとする場合においては、税務署長の検印を受けなければならない。

3 前条第三項、第四項及び第七項の規定は、特別入場券についての前項の場合について準用する。この場合において、「交付」とあるのは、「検印」と読み替へるものとする。

4 第二項の規定により検印を受けた特別入場券は、第七条第一項第二号並びに前条第一項、第五項及び第六項の規定の適用については、入場券とみなす。

(開業等の申告)

第二十一条 興行場等を経営し、又は催物を主催しようとする者は、政令で定めるところにより、所轄税務署長に申告しなければならない。経営者等がその経営を廃止し、若しくは休止し、又は主催者がその催物を終え、若しくは休止したときも、また同様とする。

2 経営者等は、前項の規定により申告した事項に異動を生じたときは、政令で定めるところにより、所轄税務署長に申告しなければならない。

(記帳義務)

第二十二条 経営者等は、左に掲げる場合を除き、帳簿を備え、政令で定めるところにより、入場人員、領収した金額の総額その他業務に関する必要な事項を記載しなければならない。

一 常時の入場料金が一人一回について二十円以下である場合

二 第九条に規定する文化財のみを公開する場合

二十三 法人が合併した場合において、合併後存続する法人又は合併に因り設立された法人は、合併に因り消滅した法人の左に掲げる義務を、相続の開始があつた場合においては、相続人(包括受遺者を含む)は、被相続人(包括遺贈者を含む)の左に掲げる義務を、それぞれ、承継する。

一 第十条又は第二十一条に規定する申告義務

二 前条の規定による記帳義務

(当該職員の特権)

第二十四条 当該職員は、入場税に関する調査について必要があるときは、納税義務者又は納税義務がある者認められる者に質問し、又はその業務に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 当該職員は、経営者等の組織する団体(当該団体で組織する団体を含む)がある場合において、入場税に関する調査について必要があるときは、当該団体に対して当該団体を構成する経営者等の経営等に関する参考となるべき事項を質問することができる。

3 当該職員は、第一項の規定による質問若しくは検査又は前項の規定による質問をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、それを呈示しなければならない。

4 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪の捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第二十五条 左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 詐偽その他不正の行為によつて入場税を免かれ、又は免かれようとした者

二 詐偽その他不正の行為によつて第十三条の規定による入場税の還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る免かれ、若しくは免かれようとした入場税又は受け、若しくは受けようとした還付金相当額の十倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該相当額の十倍以下とすることができ

3 第一項第一号の場合においては、第十二条第一項の規定にかかわらず、直ちにその入場税を徴取する。

第二十六条 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十条の規定による申告を怠り、又は申告を偽つた者

二 第十九条第一項の規定に違反して政府が発行して交付した用紙及び特別入場券以外のものを入場券とし、又は入場者に入場券(特別入場券を含む。)を交付しなかつた者

三 第十九条第六項の規定に違反して入場者に入場券(特別入場券を含む。)の呈示を求めてその半片を切り取り、他の半片を当該入場者に返さなかつた者

四 第十九条第七項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して譲り渡し、又は譲り受けた者

五 第二十条第二項の規定に違反して特別入場券又は回数券若しくは定期券に検印を受けなかつた者

第二十七条 左の各号に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第八条第三項の規定による申請書に偽つた記載をした者

二 第八条第六項の規定に違反して同項に規定する期間(同条第七項の規定により期間が延長された場合においては、当該延長された期間)内に、同項に規定する明細書若しくは支出された純益を領収した事実を証明する書類を提出せず、又はこれらの書類に偽つた記載をした者

三 第十九条第五項の規定に違反して毎月使用した入場券(特別入場券を含む。)に関する申告書を提出しなかつた者

四 第二十一条の規定による申告を怠り、又は申告を偽つた者

五 第二十二条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

六 第二十四条第二項の規定による当該職員の間接に對して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又はその職務の執行を拒み、妨げ若しくは忌避した者

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第二十五条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

第二十九条 第二十五条第一項の罪を犯した者には、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四十八条第二項(併合罪)、第六十三条(従犯の刑の減輕)及び第六十六条(情状に因る刑の減輕)の規定は、適用

しない。但し、懲役の刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

附則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 この法律は、本州、北海道、四国、九州及びその附属の島(政令で定める地域を除く。)に施行する。

3 第二十一条第一項前段の規定は、この法律の施行の日から十日間を限り、この法律の施行前から引き続き経営者等であるものについては、適用しない。

4 この法律の施行前、地方税法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第 号)による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「旧地方税法」という。)第七十八条第一項から第三項までの規定により入場税の免除を受けた催物で、この法律の施行の日から五日以内に開催されるものについては、第八条第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた催物とみなす。

5 旧地方税法第八十四条第一項の規定に於て都道府県が作成して交付した用紙をもつて経営者等がこの法律の施行前に発行した入場券又は同条第二項に規定する入場券等引換券(同条第七項の規定により入場券とみなされるものに限る。)は、この法律の施行後三月間を限り、第十九条第一項の規定による入場券とみなす。

6 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第八条及び第九条中「及び物品税」を、「物品税及び入場税」に改める。

7 印紙等模造取締法(昭和二十二年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「若しくは物品税法第十六条ノ二の規定による物品税証紙」を、「物品税法第十六条ノ二の規定による物品税証紙若しくは入場税法第十九条の規定による用紙」に改める。

8 相續税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「揮発油税」の下に、「入場税」を加える。

9 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政

協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)を」、「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)及び入場税法(昭和二十九年法律第 号)」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

(入場税法の特例)

第十二条 軍人用販売機関等、入場税法第一条に掲げる場所のうち、合衆国軍隊の直接管理に係るものへの入場については、入場税を免除する。

10 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「揮発油税」の下に「入場税」を加える。

別表

主 催 者	支 出 先 又 は 支 出 の 目 的
一 児童、生徒、学生又は卒業生の団体	学校、社会教育関係
二 学校(学校教育法第一条及び第九十八条第一項の学校並びに私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第六十四条第四項の法人の設置する学校をいう。この表において同じ。)	学校又は公民館が行う社会教育、青年学校、日本赤十字社がその目的を達成するために行う業務(社会教育を含む。)、社会福祉事業、更生保護事業、保護施設、児童福祉施設、身体障害者更生保護施設その他これらに類するもので、政令で定めるもの
三 学校の後援団体	
四 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第十条の社会教育関係団体(この表において「社会教育関係団体」という。)、又は同法第二十一条の公民館	
五 青年学級振興法(昭和二十八年法律第二百一十一号)第二条の青年学級(こ	

の表において「青年学級」というを開設する者

六 日本赤十字社

七 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の規定により届出をし、又は許可を受けて経営する社会福祉事業（この表において「社会福祉事業」という。）を行う者

八 更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三十三号）による更生保護事業（この表において「更生保護事業」という。）を

経営する者

九 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護施設（この表において「保護施設」という。）を設置する者

一〇 児童福祉法（昭和二十二年法律第六百六十四号）による児童福祉施設（この表において「児童福祉施設」という。）を設置する者

一一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者更生援護施設（この表において「身体障害者更生援護施設」という。）を設置する者

一二 その他前各号に掲げる者に類するもので、政令で定めるもの

○植木政府委員 ただいま議題となりました物品税法の一部を改正する法律案及び入場税法案について、提案の理由を説明いたします。

政府は、さきに所得税法の一部を改正する法律案外七法律案を提出いたしました。御審議を願っているものであります。今、今次の税制改正の一環をなすものとして、ここに物品税法の一部を改正する法律案及び入場税法案を提出した次第であります。

以下順次この二法律案について、その概要を申し上げます。第一に、物品税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

物品税につきましては、まず、奢侈的消費の抑制等の見地から、奢侈品、高級品ないし嗜好品に対して増徴をはかることを旨とし、輪距が百二十センチを越えるか、または気筒容積が四千方センチメートルを越える高級大型乗用車、高級時計、高級電気冷蔵庫等

に対する税率を引上げ、テレビジョン受像機に対して新たに百分の三十の税率により物品税を課することとする等、税率の引上げないし新規課税を行うこととしたのであります。

しかし一方、小型乗用自動車普及をはかることによつて国際収支の改善に資する等のため、輪距が百センチ以下で気筒容積が千五百立方センチメートル以下のような小型乗用自動車については、その税率を若干引下げて負担の調整を行うとともに、テレビジョン受像機につきましては、その育成の見地から昭和三十年三月三十一日までの間は、十四インチ以下のブラウン管を使用するものの税率は、特に百分の十五の軽減税率とすることとしたのであります。

次に、従来製造課税を行つていた高級毛皮製品につきましては、取引の時期に制約されることによる納税の不便等を除くために、これを小売課税に改めることとしておるのであります。

第二に入場税法案について申し上げます。入場税につきましては、現在地方税として都道府県においてこれを徴収しているものであります。その収入が少教府県に偏在していることに顧み、地方財源の偏在を是正する等のため、今回これを国において徴収することとしたのであります。しかしておおむね現行地方税法の建前を踏襲しつつ、課税範囲の合理化、税率の引下げ等を行うこととしておるのであります。

まず入場税の課税範囲につきましては、現行の地方税法においては、映画館等への入場の場合に、舞踏場、玉突き場等の施設の利用についても入場税を課することとしておるのであります。

が、これらの施設の利用につきましては、国税として課税することが必ずしも適当でないことを考えまして、これらに対する課税を地方団体の選択にまかせておくことがむしろ実情に即するものと認められますので、入場税の課税範囲から除外することとしたのであります。

次に、入場税の税率は、映画館等については、現行地方税法におきましては、一率に入場料金の百分の五十となつておるのであります。大衆的娯楽の負担の軽減をはかるため、この際入場料金を四十円から百五十円まで四段階に区分し、この区分に応じまして、それ／＼最低百分の二十から最高百分の五十までの段階税率といたし、展覧会場等につきましても、現行百分の二十を百分の十に引下げるものとしておるのであります。

なお、純音楽、純オペラ等の催しも、またはスポーツを催す場所につきましても、現行地方税法通り百分の二十の軽減税率を適用することとしているのであります。入場料金が著しく高いものについても一率に軽減税率を適用することは、権衡上必ずしも適当でないことと認められますので、入場料金が七百元を越えるものについては、百分の四十の税率によるものとしておるのであります。

次に、免税点につきましては、現行地方税法にはその定めがないのであります。入場料金が二十円以下である場合には、一般的に課税しないこととし、さらに小学校等の生徒、児童等が教育的目的をもつて団体入場する場合には、入場料金が三十円以下であるとすれば課税しないこととして、低額

料金を利用する大衆の負担の軽減等をはかることとしておるのであります。また教育関係団体、社会福祉関係団体等が社会事業等の目的をもつて主催する催しもの等には、現行地方税法の通り、免税の取扱いをするものとしておるのであります。

なお入場税は、百九十二億円の収入を予定してあります。別途関係法案を提出して新しく設けることとなつております交付税及び譲与税配付金特別会計においてこれを収納し、その百分の九十に相当する額を都道府県の人口を基準として配分することとしたとして、地方財源の確保をはかることとしておるのであります。

以上二法律案につきまして、提案の理由と内容の概略を申し上げたのであります。何とぞ御審議の上、すみやかに賛成せられますよう切望いたします。次第であります。

○千葉委員長 次に、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、酒税法の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案、砂糖消費税法の一部を改正する法律案、骨牌税法の一部を改正する法律案、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案の税法八件を一括議題として、質疑に入りませう。質疑は通告順によつてこれを許します。春日一幸君。

○春日委員 最初にお伺いをいたしましたと思いますが、今次のこの一連の改正法律案は、その基準となすところのものか、かの税制調査会の答申書に依存するところが多いと思ひますが、こ

の税制調査会なるものは、一体いかなる基準によつて選任をされたものであるか、またその持つておられるところの身分権限というものは、どのようなものに規定されておつたものであるか、さらにまたこの調査会が任命されておられる所費は、何ほどのものであつたのであるか、さらにはまた税制調査会がその答申を政府に対して行つた後、現在どういふような状態になつておるものであるか、これらの諸点について御答弁を承りたい。

○渡辺政府委員 お答えいたします。

税制調査会は昭和二十八年八月七日の閣議決定に基づきまして、国税及び地方税を通じて、わが国現下の実情に即し、合理的な租税制度の確立を期するとともに、税制及び税務行政の簡素、効率化をはかるためにはどんなことをやつたらいいか、そのために必要と認められる改善事項を調査審議するということを目的としたしまして、広く民間の意見を聞いてみたい、こういう意味において組織されたものでございまして、この閣議決定に基づきまして内閣に設けられております。従いまして、特に法律的にどういふ関係で設けられたものではございません。考へ方としては、広く一般の民間の方々の意見を伺ひまして、その意見のいいところはできるだけ尊重することによつて、税制あるいは税務行政の改善をはかつて行きたい、こういう趣旨のものでございまして。

委員の選任につきましては、そうした趣旨に基づきまして、できるだけ広く民間の方の御意見を伺ひたい、こうい

う基準に基づきまして、政府の方で人選いたしましたし、今申しました権限といつたしましては、今申しましたような関係でございまして、政府の諮問に答えて一応答申をお出し願つた。政府といたしましては、その答申を受けまして、いれるべきものはいれ、いれられないものはいれられない、こういう意味におきまして、できるだけ尊重する趣旨ではございまして、いろいろの事情を考慮しまして、政府としては独自の立場で必要な税制改正案を提案する。とにかくその前提として、民間の方の御意見をできるだけ伺ひたい、こういう意味でできたものでございまして。

○渡辺政府委員

どれくらいの経費を使つたかということにつきましては、今詳細な資料を持つておりませんが、あとでお答えいたしたいと思ひますが、大体所要の経費といつたものは紙代、印刷費といつたようなものが主なるものでございまして、そのほかには、一番最後でございまして、一回、手当として一万円程度ずつ一応の謝金を出してあります。なおかなり頻りに御会合願ひましたので、その間昼食等を提供しております。午前午後から午後三時頃まで引続き会議が行われた場合だけでございまして、昼食、あるいは夜遅くまでかつかたときもございまして、そういうときは簡単な晩食も提供したことがあつたと思ひます。なお遠隔の地からおいでになる方が数名、主として名古屋、大阪でございまして、その方には所要の旅費を差上げております。大体かかりました経費はその程度でございまして。

○春日委員 そつたと思つておられるか、この

税制調査会なるものは、広く民間の意見を徴するといふ意味で持たれたものであるといふことは承りました。委員各位が、何の資料も持たないで、漫然とこれに対して検討を加へたいといふことはできないであらうから、従つて政府が選任をしようとする調査会なる機関は、いづれにしても相当資料を収集して、その上に立つても検討を加へられたらと思うのですが、その資料は一体政府から提出をされたものであるか、それとも民間の諸君が思ひ思いに持ち寄つて検討を加へたものであるか、この点についてお伺ひしたい。

○渡辺政府委員

委員の方から政府の方へ御要求になりました。政府の方で調達した資料がございまして、その前に一般的な参考資料がございまして、広く一般的に参考となられるであろうという資料は、開会の冒頭にわれわれの方から提供いたしました。それで、その後、委員の方からいろいろ資料がほしい、ああいう資料がほしいといふ御要求がございまして、その分につきましては、これは政府の方で調達した資料がございまして、それからなお民間各位の中で、それ／＼の方が御意見を御立てになるにつかしまして、御自分が御自分のいろいろ／＼な関係から資料をお集めになつたといふこともあつたと思ひますが、それは、特にその資料が広く配付されたといふほどのものは割合に少かつたと思つておられます。

○春日委員

がございまして、その中に、所得税は二十九年度において、現行法によつて徴収する場合の見込額といつたして三千五百一十一億五千七百万円、こゝろに計上してあると思ひます。しかるところ、ほぼ同じような資料によつて、ただいま渡辺局長の御答弁のごとく、政府の一般的な資料として提出されたその資料に基づく同様の見込額なるものは、実に三千二百五十六億八千五百万円、実に基準においてすでに一百億ここに相違を来しておりますが、これはどういふ理由か、この税制調査会なるものが、政府の資料並びに一般の資料を持ち寄つて、その推定を算出したものが三千二百五十何億、こちらはやはり政府が同様の資料によつて推定した見込額が三千五百五十億、実に百億を越えるところのここに相違をもたらしおる。このことは織維消費税そのものの額を越えることにはかなぬものであるが、どういふ歴大な相違を来しておるという理由について、渡辺局長は一体これをどういふふうにお考えになつておるか、お伺ひしたい。

○渡辺政府委員

税制調査会の審議の過程におきまして、二十九年度の歳入の見通しがどうなるかということにつかしまして、われ／＼に資料を提供するようにといふお話が再々ございまして、実はわれ／＼といつたしましては、何と申しましたもまだ時期が早うございまして、なか／＼その推定がむずかしいといふことを御説明いたしました。しかし何かの数字がなければならぬといふので、税制調査会、今春日委員のおつしやいましたような数字はおつくりになりましたが、ついに

われ／＼の方としましては、委員会の方に、この程度になるだろうといふ数字は提供できませんでした。委員会の方としていろいろ御相談になりましたら、まあこの程度でもつて数字を組んだらよからうといふ結論で出された数字が、一応答申の基礎になつておる数字でございまして、その後われ／＼の方といつたしましては、今度の予算の基本ともならみ合せまして計数を整理して参りまして、われ／＼が現在予算に見積つております歳入の数字が出て来たわけでございます。委員会の当時におきましては、いわゆる一兆億円という緊縮予算の論も、まだほんとうにはつきり一般的な輿論として出ておりませんでした。歳出をできるだけ一兆円に切るべきであるという意見はございまして、その場合、ほんとうにどういふことなるといつた的確な見通しを組み入れて、委員会の歳入見積りが出てくるという事情のものではないのじやないかとわれわれは思つておられます。

○春日委員 これは政府が閣議の決定によつて、しかも内閣総理大臣の委嘱によつて、日本の今後の税制がいかにあるべきかといふ重大な諮問を出しておると思ふ。そして八千四百万の国民の中からわずか二十四名の諸君が選ばれて、その答申案によれば、実に数箇月にわたつてあらゆる角度から鋭意検討を加へたといふことが述べられておる。政府はそういう重要な問題を委嘱した権威ある機関に対して、税制の根幹ともなるべき国民収入の資料を何ら提供しなかつたといふことであり、しかもその提供された資料たるや、彼らがかつてにつくつたもので、政府は

関知しないと言つておる。そういうので
たらぬな尺度を基準としてそこから
いろ／＼と算出された答申案であれ
ば、これは全然権威のないものとい
ざるを得ない。政府は、むしろこの通
りではないが、この答申案を尊重して
税制改革の中に多くの意見を取入れら
れておると思う。そうすると、ここに
答申されておるいろ／＼な提唱は、今
おつしやるように、かんじんの国民所
得というものが、これは彼らがかつて
に想定した何ら権威のないものである
という形になつて来るので、その答申
するところはおのずから権威のない、
思いつきのものであるといふことに
なつて来るが、われ／＼はこの答申案
をこういふふうには解釈してよいのかど
うか、渡辺局長から重ねて答弁を承り
たい。

○渡辺政府委員 考え方によりま
す、今春日委員のおつしやつたよう
な考え方が出て来るのかもしれない
が、正直に申しまして、十一月の上旬
にどうして答申案をまとめなければ
ならないという場合におきまして、二
十九年度における歳入がどうなる—
御承知のように現在の国民経済にお
いて、国家財政の占める役割が非常に
大きい現状におきまして、その国家財
政、たとえば一兆円をわけて組まれ
るのか、一兆五百億円程度、あるいは
一兆二千億円程度をわけて組まれる
のか—当時は役人のベース・アップ問
題もまだはつきりした結論を得ていな
かつた時代だと思ひますが、そういう
時期でございまして、われ／＼に、
正確な判断をして二十九年度の今予算
として提案しているような意味の数字
を出せと言われましても、われ／＼と

しては、責任を持つた数字はなか／＼
出しにくい事情にあるわけでありま
して、できるだけ委員会の運営に支障の
ないように資料は提供するつもりで
おりましたが、どうしても責任を持つた
数字が出せない事情にあるものでござ
いますから、その辺を調査会の方にも
御了解願ひまして、では、調査会は調
査会として大体この辺だと思ふ数字を
基礎として答申を出して行こう、こ
ういふ結論が出たわけでございます。
その後事情の変化もございまして、調
査会の出された数字と、われ／＼のこ
れが的確であると思つて現在の数字
とにある程度の開きがあるのはやむ
を得ないことじやないだろうかと思
ひます。

○春日委員 それはまさしく詭弁であ
ります。しかもそれは事実を曲げた答
弁であります。今渡辺局長の御答弁に
よりましますと、二十九年度の予算が一兆
円で組まれるものやら、一兆一千億で
組まれるものやらからなかつた、従
つてこの調査会は、結局その辺を大
体想定しつつ国民所得を腰だめのきめ
たかもしれないというニュアンスの
御答弁であつたが、この答申案の本
文の中に、彼らはこういうことを答申
しておる。すなわち、当調査会は昭和
二十九年度において国の財政規模を一
兆円に抑える。すなわちこの答申案
は、本年度の財政規模が一兆円の範
内、すなわち現在政府が別途組んで
おるこの九千九百九十五億の予算を
想定しつつ国民所得を考へておる。そ
の国民の所得から算出した所得税は、
現行税法によると二十九年度は三千二
百五十億がとれるということに答申
言つておる。しかるに政府の予算案は

三千百五十億という、あいにここに計
数を出しておるわけであつて、明らか
に、これだけでもつて税額において百
億円という相違を来してきておる。こ
のことはこの税制調査会の検討がざ
りであるか、あるいは政府のこの予算
の立て方がずさんであるか、あるいは
また故意にここに隠し財源をひそめて
おるか、その二つに一つでなければな
らぬと思ふ。大体渡辺局長は今そ
ういふような答弁をされたけれども、
われは、政府が立てたこの資料の権威
と同じような権威をやはり税制調査会
も持つておつたのではないかと考へら
れる。閣議決定によつて持たれたそ
の委員会が、検討する資料に事欠くは
ずはない。従つて大蔵省は相当の規模
によつてこの検討に参画されておつた
に相違ないのであつて、従つて同一
人が算出したこの所得税収入見込額が
当初から百億円—しかもそれが半年
も三月もかかるというのではない、わ
ずか一月か一箇月半を置かずして百
億円という差額を生ずるようなこ
ういふ財政の立て方というものがあ
るだろうか。こんなものはほんとうに
権威のないものであつて、こういう資
料を提出されてわれ／＼の審議を煩
わすというのであるならば、もう少し
権威のある—少くとも二つの機関が
百億を越える齟齬を来すような、こ
ういふ資料を提出すべきではないと思
ふ。

そこで私は渡辺さんにお伺ひをいた
したいのでありますが、答申案は三千二
百五十億ということに答申しておるの
であるが、あなたの方がこれをできる
だけ過小に見積つて、三千百五十億
と、百億も控へ目にここに予算を立て
られた。従つてこの予算から見るとな

お相当増徴あるいは自然の増収がこ
にあるといふふうな期待をされてお
るかどうか。すなわちこの予算の収入見
込額の中に相当の自然増収というもの
を考へ得るとお考へになつておるかど
うか。これはひとつ局長の御見解を承
りたい。

○渡辺政府委員 いろ／＼お話ござ
いまして、事情は先ほど申した通り
でございますが、確かに、答申案とい
いますか、調査会の空気がいたしま
して、予算を一兆円程度に組むべき
であるという強い意見はございしま
した。同時にこれは、私という調査会
の委員の方々に常に接触していたの
で、非常に臆測めいたものでござい
ますが、その一兆円の予算と結びつけ
まして、この歳入見積りを、たとえば
の場合における物価の動きがどうなる
かといった厳密な検討の上に調査会が
九百億といったような自然増収の数字
を出したといふわけのものであると
は実は思つておりません。と申しま
すのは、当時の一般の空気といつた
ては、一兆円の予算を組むといふこと
はなか／＼困難であるといふ空気が
多分にありまして、その辺が調査会
全体を通じて最後まで割切れてい
なかつたのではなかつたかといふこと
を、私になつて考へますと感じま
すし、同時にその当時は、はたしてこれ
がほんとうにじつじつと合つておる
かという点については、多分に疑いを持
つておりましたが、われ／＼の方には
そういうような経緯もございまして
で、歳入見積りを何とか至急つくれとい
う御要求でございまして、事情を
お話ししまして、われ／＼の方とし
てはちよつと責任のある歳入見積りは

できないといふことをお断りして、調
査会の方でもそれを御了承願ひま
して、それでは一応調査会の責任にお
いて何か計数的なものをそろへようとい
うところを出した数字が、調査会の答
申案の基礎になつておる数字でござ
いますので、われ／＼の方といたしま
しては、まず最初にそういう数字を出
したあとでこう出した、そういう性格
のものでないといふことを御了承願
ひたいと思ひます。

○春日委員 渡辺さんの御答弁は、な
お私を満足させるわけには参りませ
ん。渡辺さんの御答弁によると、税
制調査会は昨年の十一月初頭にお
いて、この計数がやままとまらんと
して、この計数において、はたして一兆円予

算が組めるかどうか確信を持つていなかつたようにごそんたくなきつておるのでありますけれども、調査会の答申案は一兆円に押えて、その押えることを経済自立の絶対的条件と考え、そしてかくのごとく書いてはどうか、こういう答申をしておる。

〔委員長退席、内藤委員長代理着席〕

これは絶対的条件という大確信の上に立つてこの予算を組んでおる。しかもその大確信たるや、その後政府がその意見を踏襲するところとなつて、現に一兆円予算というものが組まれておる。従つて調査会の調査検討したところと、政府の本年度予算の組み方とは、ここにびたつと合致しておる。従つて国民所得の見込み額の中に百億円という差が生ずるはずは断じてない。それなのに、あなたの方の今回の予算に百億円少く計上されておるという事は、これはかねて国会の本会議においても多くの方から質問されたところであるけれども、まさしくこの中に隠し財源があるのではないか、このことが強く主張されておるので、この点私の満足できるようにひとつ御答弁を願いたい。

○渡辺政府委員 私はさういふふうに見ておられます。と申しますのは、一応調査会は、減税そのものを要請する声が非常に強かつたのであります。その場合に於ては、自然増収を九百億に押え、タバコ等の増収を百三十億に押え、結局千三百億を一応自然増収のものと考へまして、それから間接税でもつて片方で増税し、直接税でもつて片方で減税する、この自然増収によつてまかなう分を七

百億減税に充てる、差引三百三十億といふものが国の方の財政として必要ではないかといふふうな考へていたといふ前提から出発しております。当時の予算が、その三百三十億のほかに地方財政の自然増収を三百億ほど見込んでおりました、結局六百三十億といふ数字が中央地方を通じての自然増収、それに対しては、一応片方では国の財政を一兆円に押える、地方財政は現状よりもふくらませない、こういう答申を出しております。さうしますと、中央地方を通じての自然増収は六百三十億、これのようになっておられる数字は、去年の当初予算の九千六百何十億といふ数字でありまして、一兆二百何十億といふ数字になるわけでございますが、しかし一応さういふ数字を出して全体の縮めくりをつけて行くといふことにおいて、まあ調査会のいふやうな計数のやり方などについては、ほんとうの意味ではありますが、ほんとうの意味ではありますが、算が踏襲でき、同時にそれに全体が押え得るといふ数字的確信のもとに、全部の計数が整理されておるといふわけのものになつていないといふやうな点などから考へまして、先ほど私が御説明申し上げたやうなふうには、片方では一兆円に押えるといふ強い要請はございましたが、その計数において、一兆円予算といふものを実現した場合の数字をもとにして全体の計数が出てきたといふふうには、私は思つておられません。

○春日委員 それはとてもわれ／＼ふしぎなことなどで、税制調査会がこの本文の中に、一兆円に押える、しかもこの押えること自体が、経済自立の絶対的条件と考へて／＼のこをといつてゐるのだが、それに対して渡辺主税局長は、口ではさう言つてゐるけれども、實際はさうなつていないのだから、こんな答申案を出したところの計数は信頼性がない、さういふやうな御答弁であるけれども、さういふことならば、もうてんであなたの方の考へておられること以外のごとは全部受け、（笑声）さういふ形になるのであつて、それに対してわれ／＼はあげた反証といふものは何もない。少くともこの二十四名の調査会委員の諸君が、政府の資料や、しかも四箇月間にわたる日時を費して出たところの答申案が、あなたがこんなものなれば、さういふことと考へてゐることと考へてゐることとはさう違つたといふ御答弁をされれば、まるでこれはきつたねだましみたいなことになつてしまつて、さうではないといふて私が論議するといふ資料は私にはない。けれどもただあなたはこの機会に申し上げたいこと、なお国会の各機関において疑問を持たれてゐることは、この税の中に相当の隠し財源があるではないか、現実に答申案もそれを指摘しており、答申したところは、この所得税一項目だけでも百億圓——相当これも押え目に見て、答申案自体もこのインフレに見て、インフレを克服することのために、財政規模を圧縮しなければならぬ。圧縮すればデフレが来るが、これはしかし国民経済を破壊から救うためにはやむを得ないといつて、さういふ緊縮予算の中から抽出したところのこの所得税の歳入見積り額といふものは、あなたの方よりも百億圓多く見えておる。われわこれはこの中にも相当の隠し財源があると思つておる、自然増収がありと見えておる

のだが、しかしながらいずれにしても、この百億圓の假定しても、これとあなたの方の予算との中には、現に百億圓という相違が出て来るのである。従つて私はこのあなたの方の所得税の歳入見積り額の中には、相当の余裕を生じ得る見通しがあるのではないかと一つ一つの疑義を持つておるのであります。従つてこの疑義こそは、以下いろいろとここに並べられておるところの税法で、あるいは砂糖が上る、タバコが上る、いろ／＼なものが増上げられつつあるのだが、わけて今回国民多数の反対を押し切つて繊維消費税を新しく創設されようとしてゐるが、この分だけでも、百億といふ財源をまかなおるとすればまかなえないことはない、さういふ数字の基礎の上に立つて私はお伺いをしてゐるのだが、しかしこの權威ある答申書も、大した權威はないといふあなたの方の宣言によつて、何となく価値のないものに墮し去ろうとしておるが、この問題は、はたあなたの方の責任者に聞いて、はたお伺いされた方がいふやうな立場においてこれが答申されておるかを問いたざらぬ後、あなたの方の御答申の資料に立つてお伺いしたいと思つておる。そこで質問のタイトルをかえませんが、この答申書の中には、現在国民の負担能力がもうすでにその限界に達した、そこで所得税については、一年の勤労所得二十四万円程度までを無税とすることはすでに常識化し、決して過大の要求とはいへない、さういふことが述べられておると思つておる。このこと、この調査会によりはからずも明確に裏づけされたことになるのである。

すが、そこでお伺いしたいのは、この答申書によると、所得税における基礎控除、現行は六万円であるが、これを八万円にしなければならぬ、このことを強く第一項目に指摘いたしておられます。それから第三項目においては、給与所得の控除を現行四万五千円から七万五千円に引上げることが強調いたしております。しかるところ、今次提出された政府の改正案によりますと、この八万円に引上げるといふやうなことが七万円になつておる、給与所得の控除限度額を七万五千円に引上げるといふやうなことがそのまますえ置かれておると思つておるが、この答申の骨子としてこれが答申されておる立場にかんがみまして、政府は一体これに對してどういふ見解のもとにさういふ中途半端な、あるいは一部を無視したこの税制改革案を上程するに至つたのであるか、この点の御見解を承りたいのであります。

○渡辺政府委員 最初にお話になりましたように、私が税制調査会の答申が非常に權威がないと申し上げたといふやうにとられまして、実は私の本意ではございませぬので、言葉が非常に足らなかつたと思つたので、つけ加へさせていだきたいと思つたので、御承知のようになります。今次税制調査会の答申が出ましたのは、十一月の下旬でありまして、その当時においては二十九年年度の歳入の見通しをするといふことは——最近の見通しは二十九年年度に組まざるべき予算と非常に緊密な關係があり、単に一般会計だけでございませぬので、財政資金のわく、たとえば政府機関の予算の問題でありますとか、特別会計の問題でありますとか、財政投資の問題でありますとか、さういふものがどうも

かということが歳入見積り全体を大きく左右するわけでございまして、一般会計一兆円だけが全体をきめるわけでもございせんし、そのようなわけで非常に困難であるというこのゆえに、われ／＼の方としては遂に税制調査会に歳入見積りの資料を提供できなかつた。同時に当時のいろ／＼な空気を察知してみますと、税制調査会といたしましても、なか／＼資料が得にくい、確信が得にくいというので、一応この辺の数字ということで最後の結論を出さざるを得なかつたというわけでございまして、これは、こういふなか／＼権威ある方々にお集まり願いましたが、非常に困難な問題であつたということに、ある程度の誤差が出て来ることはやむを得ないのではないかと、調査委員の方の能力がどうかという問題とはかけ離れている問題ではないかと、同時に先ほど申し上げましたのは、税制調査会の答申の内容自体にこうした意味のものがございまして、税制調査会としても、当時そこをはつきり割切つていなかつたのじやないかというように察知されるということも申し上げているわけにございまして、頭からこれはだめだというふうに申し上げているものではないというのを御了承願いたいと思ひます。税制調査会の方々についで意見をただされるというのにはけつこうでございまして、その辺の事情をよくお聞き願つたら、私も幸いではないかというふうにお思ひしております。

それから第二に御質問になりました基礎控除の問題、勤労控除の問題、これは扶養控除の問題も同じでございまして、税制調査会の答申通りこれを実行するということにつきましては、政府としてもできるだけ考へてみたわけにございまして、現在の財政規模等から考へまして、さらに一兆円の予算を履行した後の姿というのまで考へまして、どうも税制調査会の答申通りそのまま実行することは非常に困難である。同時に間接税の面におきましては、たとえばばこについてピースを十円上げ、ひかりを五円上げるとか、いろ／＼な案があるわけでありまして、繊維消費税の案も出ておるのでありますが、こうした間接税の増徴につきましても、この一兆円の予算を履行している現在といたしまして、そのまま実行することは非常にむずかしいのではないかと、先ほど言ひましたように、税制調査会の答申が出た時期とその後の様子とが相当かかつておられますので、その辺を考慮して参りますと、非常に不十分ではあります、現在御提案申し上げている程度の基礎控除、扶養控除の引上げで、現在のところはまあやむを得ない事情にあるのではないかと、こういう結論に達したわけにございまして。

○春日委員 そこでその調査会の問題が弁護されているように承りました、けなしてみたり弁護されてみたり、どうも私には合点が行かない。少くともその調査会というものが、閣議の決定によつて、今後の日本の税制の大体の方向を具申せしめるといふものがあるならば、向うから出せと言つて来た資料は万難を排して提出する義務が政府にあると思ふ。むずかしいから国民所得の推定資料が出せなかつたといふふうなことであるけれども、そんなことでもうして調査会がその答申案をまとめることができ得ましよう。それはまつたくむちやくちやな話なんです。さうしてさういふむちやくちやな立場においてここに答申をして来たのだから、あそこもこも食い違つて来るのはやむを得ないといふふうにも聞き取れたりするのでありますが、そのような権威のない答申書であるならば、そんな答申をした諸君に一万円ずつもお札をやつてもらつては困るのではないか。現実の問題として私は相当な費用がこれにかけられていると思ふのです。国民の血税を一厘一毛たりともそのようにおろそかに使われてはならない。少くとも閣議決定の権威ある過程をふんで、さうして二十数氏のこの知名の氏が選ばれて、その諸君の答申されたものが、今のあなたの説のままであるとするならば、そのために相当の経費が支出されたといふようなことは、われ／＼国民としても納得の行かないものばかりである。

それはそれといたしまして、私はこの機会に委員長に希望を申し述べさせていただきます。本朝の理事会のお話合いによるならば、近くこの税制改正法律案全般について半識経験者の意見を公聴されるとの趣であります、その機会にぜひともこの税制調査会の責任者の御意見を聞く機会を与えられたいことを強く要望いたしておきます。

次に渡辺局長にお伺いをいたしたいことは、これは重要な問題であります、あなたの方の予算説明書によりまして、間接税の方においてずつと増徴がはかられております。酒税において三十七億、砂糖におきまして五十七億、揮発油税において三十一億、繊維消費費税において八十五億、累計がどの程度のものになりましたか、いづれにしてもこれは相当の金額になると思ふのであるが、これは現実に国民にそれだけ負担を加えることになるのであります。その実額だけ国民に負担を加えることになるのであつて、さうしてその額を、あなたの方はこの直接税で減税を行うといふことを麗々しく誇りに宣伝されておられる。ここに問題があると思ふのであります。たとえば来年度の日本の経済がどういふ方向をたどるかといふことは、これは国民ひとりとして憂へ、案じておるところであるけれども、いい景気がやつて来ようなどという期待をする人はおそろぐだれもないと思ひます。輸出は現在ほとんど行き詰まつておる状態でありまして、これが近い将来において挽回ができる、あるいは中共貿易ができるか、あるいは朝鮮との貿易ができるか、あるいは外交を通じての景気挽回の施策といふものは何一つ講ぜられてはいない。従つて輸出は行き詰まる。さうして国内の生活はどういふうまいになつて来るかといふと、現実にはここに何百億かの、間接税による間接の負担が国民に加えられるとしておられる。なるほど昨年度において一部賃金ベースが上げられはいたしましたけれども、これは、それ以上にすでに昨年度において生活費が上つておるからである。そのことは人事院の勧告書の中に明確に指摘されておるところであります。さらに本年度においては、どういふ状態になるか。まず砂糖が上がるであろう。さらにここに掲げてあるタバコや酒の問題は別といたしまして、一番重要な問題は電力料金の値上げの問題がある。この電力料金の値上げは、黙つていれば家計費をかさめて来るし、あるいは工場における生産コストを高めて来る。生産コストが高まれば物価が高くなり、物価が高くなれば、またお互いの消費生活のコストをおのずから循環的に高めて参ります。電力が上げれば硫酸は三割上るといわれているが、硫酸が上ればやはり米の値段が高まつて来る。来年度においては勤労大衆、あるいは庶民大衆の生活は、生活コストが高まることによつて苦しみが非常に加つて来るという想定をすることが大衆経済常識であると思ふ。さういふ状況下において、あなたの方の予算の組み方によると、本年度において二千八百七十六億三千二百万円、これは昨年度よりもふえることおそろぐ二百億を越えるであろうと思ふが、これは間接税の数百億の増税のほかに、消費大衆、勤労大衆に現実に二百億の実額だけの負担を直接税においてさらに加える結果になると思ふのであります。このことは、すなわち間接税を増徴するけれども、別に直接税で相当の減税をして、さうして今や現行税制によると国民の負担は負担の限界に達しておるので、これを減税するのだといふあなたの方の発表とは全然違つた結果がここに現われようとしておられる。これに対して、主税局長は一体いかなる見解をお持ちになつておるのであるか、御答弁を願ひたい。

○渡辺政府委員 われ／＼の方で考へておられますのは、御説のように、片方で間接税を増徴しまして、同時に片方で直接税を軽減して行きたい、さういふ考へ方で全体の改正案を組んでおります。間接税をふやし直接税を減税する、これは税制調査会の考へ方にも一応さういふ考へ方が基礎にあるわけ

ございまして、われ／＼といたしまし
ても、現在の直接税の負担の重さとい
うものを軽減する意味におきまして、
あるいは奢侈的な消費とか、特にそう
いつたものを中心とした間接税の増徴
をやつて行くのが適當である、こうい
うような結論を出しまして、直接税と
間接税の關係の調整を行うことがこの
際としては適當ではないか、これが今
度御提案を申し上げました全体の措置
であります。春日委員の御説によりま
すと、とにかく一応直接税を減税した
といつても、直接税の収入全体はふえ
ておるではないか、従つてその意味
から、国民負担の限界を越えておると
いうのに増徴になつておるのではない
か、こういう御説のように拝聴いたし
ますが、われ／＼は、一応税制という
ものが動かぬ姿勢におきまして、そし
てそこに経済が進展してあり、そこに
おのずから自然増収が出て来る、そう
いうものは増税とか減税とかいつたよ
うな性格のものとは違ふのではないか
といふふうにおきまして、結局現
行税制のまま、あるときにおきまし
てどういふ姿のものになり、それに対
して新しい税を起す、あるいは減税す
るといふことによりまして、おのずか
ら増減税の問題が出て来るのではない
か、こういうふうにおきまして、
従いまして、現在のままでほうつてあ
つた場合におきましては、この程度の
自然増収が出て来るのだが、しかし基
礎控除を上げ、扶養控除を上げること
によりまして、この程度の税収が減る
のだといふことは、やはりこれは減税
と考へていいのではないか、こういう
ふうにおきまして、この改正が行われ

れば、直接税においては三百二十億程
度の減税がなされるのだといふことを
申し上げて別にさしつかえないのでは
ないか、かように考へております。
○春日委員 関連事項として、この際植
木次官にお伺いをしたいのであります
が、いずれにしても来年度はいろ／＼
物価が上がるであろう、現実にい／＼
公益事業の料金も上つて来るわけなん
だが、わけて電力料金一割四分四厘の
値上げということが、大衆生活に大き
な重圧を加えて来ると思ふのでありま
す。ところがこの電気料金は、先般日
本国政府がその保証人になつて、アメ
リカの世界銀行ですか、これとの間に
火力借金の契約を取結んだ際におい
て、その特約条項の第三項の中に、電力
会社が合理的な経営によつてこの借り
た借金を払うことができるような、そ
ういふ経営状態を確保するために電力
料金を値上げしろ、こういうことをアメ
リカ側によつて強要されている向きが
あると思はれる。従つてやがて行われ
るであろうところのこの電力料金の値
上げたるや、これは先般本委員会が承
認を手えたあの火力借金の中には、
われ／＼が承認を手えた當時には、日
本の電気会社の電力料金を値上げする
といふようなことは一言一句も書いて
なかつた、だからわれ／＼はこれに承
認を手えた。その後池田特使がアメリ
カへ行つて最終的協約を取結ぶ際に、
日本の自治団体、日本銀行、いろ／＼
なものをアメリカの世界銀行に担保に
入れたのだが、それは一つの形式的な
措置として看過するとしても、電気料
金を値上げして、それでもつて電気會
社が長期借返済の道を確保しろとい
ふことが条件になつておつたとするな

らば、このことは、いよくもつて日
本の経済がアメリカの植民地経済にま
さしく墮し去らうとする重大な問題
だと思ふが、次官はこれに對してどう
いふような理解をしておられるか、こ
の機会に御見解を承りたいと思いま
す。
○植木政府委員 電力料金の値上げの
問題につきましては、なるべくこれを
避けて行きたい、あるいは値上げをし
ない方が、当然国民大衆にかかる負担
も少いし、ぜひともそうありたいもの
だといふ前提での御質問であらうかと
考へます。われ／＼政府当局といたし
ましては、電力料金の値上げにつつま
しては、關係電力会社の内容その他十
分に説明を聞きまして、何とかしてこ
れを避けて行きたい。近い将来に電力
料金を引上げることにはなるべく避けて
行きたいという方針で、目下せつかく
審議、審査中でございます。

ただいまの御質問の電力借金の話
の点でございますが、これについては
は、金を貸す側といたしましては、電
力会社の返済能力を確保する意味か
ら、電力料金の値上げ等の問題につい
ても言及しておるものと思ひますが、
われ／＼政府といたしましては、会社
の借金の返済能力を確保しつつ、しか
も電力料金は上げないようにして行き
たい、かような念願のもとに今日おる
次第であります。
○春日委員 電力料金を値上げしない
ように政府がベストを尽すということ
であるならば、さしつかへはないと思
ひますが、しかしながら巷間に伝えられて
おるように、もしこの電力料金値上げ
の問題が、やはり許可認可の具体的な
問題となつて、政治問題となつた場合

において、この保証条項は重大な問
題となつて、政府の責任を追究する場
合があると思はれますので、ぜひと
も値上げにならないように、事前の措
置を十分尽されたことを強く要望す
るものであります。
それからまだこのふろしきに二倍も
三倍もあるんだが、時間がありません
ので、ただ一つ、入場税と遊興飲食税と
の関連についてお伺いをいたしたい。
税制調査会の答申によりまして、こ
の入場税と遊興飲食税とはこれを國家
に移すということが書かれておる。われ
れはもとよりこれはもつてのほかだ
と考へております。民主政治の確立は
地方自治の浸透にある。地方自治の独
性を確保するためには、独自の財源を
付与しなければならぬことは、ずつ
と以前からの定説である。われ／＼は
地方の自治を確保するために、地方の
行財政が入場税、事業税、遊興飲食
税、この三本を支柱としておること
は、これは申すまでもないところであ
る。そこで税制調査会が、遊興飲食税と
入場税と二つのものを国税に移管しろ
といふ答申をして、当初新聞の発表に
よると、政府當局はこの二つのものを、
その答申の主張を尊重して、国税に移
管しようとしたのであるが、その後料
飲店たちの猛烈な反対、伝うるところ
には、政府關係並びに与党幹部の中
には、みずから料亭を営む諸君がた
くさんあつて、そういうような人々
が、その脱税を困難ならしめるような国
税移管については断じて反対であるとい
うことで、遊興飲食税については、
国税移管の問題がさたやみになつた。
しかるところ入場税については、あい
にくと關係や与党領袖の中には、映画

館のおやじなる者がいなくなつた。従つ
て入場税だけが国税に移管されよう
としておるのであるといふやうなぐあい
に、風説ふんぶんたるものがある。こ
の二つのもの一つだけ切り離して、国
税に移管した理由はいかん。その理由
をお伺いしたい。

○植木政府委員 政府當局といたしま
しては、今回の税制改正案を立案する
にあたりまして、入場税も遊興飲食税
も、これを国税に移管することが適切
なりと考へておつたのであります。し
かしその計画をだん／＼と具体化しま
する際にあたりまして、諸般の情勢、
ことに輿論の趨向等を考へてみます
と、まだ時期が熟しておらない。こ
際二十九年年度としては、一回見送つて
行こう、かような考へのもとに思い
どまつたのであります。而税とも御承
知のように非常に偏在する税でありま
して、これをでき得るならば國家に移
管をいたしまして、国でこれを全國の
各府県に適切な基準をもつて配分する
のが、地方に財源を確保する最もい
道だと考へたのでありますけれども、
この際はやむを得ず、一方だけを移管
するにとどめたのであります。大体の
趣旨は今申し上げた通りであります。

○春日委員 機が熟さないとか、輿論
の趨向とか言われるが、その輿論たる
や、ただいま平岡君が、それは閣内輿
論であろうと言つておられる。まつた
く入場税だけを国税に移管しろなどと
いふ輿論はどこにもない。特に税制調
査会の答申なるものは、いづれにし
ても、遊興飲食税と入場税を一体のも
のとして取扱つておるわけである。こ
のことは、いかに次官がどのような説

弁を弄されようとも、真実はこれはお
おろぐもないのであります。

さらにまたわれ／＼が指摘しなければならぬことは、吉田内閣は今や占領政策の行き過ぎを是正するなどという美名を語つて、いろ／＼な中央集権的な官僚国家の造成に狂奔してゐるのであるが、昨日はあの警察法の反動立法を出した。そこで塚田長官の答弁によると、知事はやがて官選にしようとしておる。そうして政府のねらつておることは、まず税制財源を地方で握つて、この政治を、あるいは財政を、一切の権力を中央に集中することによつて、中央集権的官僚国家をつくり上げようとしておるのである。このことは、昨日貴殿の方の塚田長官が答弁しておることであつて、知事も官選にした方がよいと私は思つておるといふことを、明らかに本會議で答弁しておる。自由党の一議員は、われ／＼はずいぶんでたらめな政治もやつて来たが、しかしながらこのでたらめな政治の中に、知事官選から守つて来たことは、自由党の政治の中の一つの善である、こういうことすら言つておつたのであるが、塚田というやつはとんでもないことを言ひやがつた、ばかやろうだ、こう言つて、自由党内部の議員自体が口をきわめて私に怒つておつた。それは余談であるが、いずれにしても、警察を握り、知事を官選にして、今や地方の入場税、遊興飲食税、事業税というよるな財源を中央に握つて、そうして権力国家の造成を、ここに陰謀をたくらんでおる。このことは特に看過すべきことではないと思ふ。一体あなた、日本の憲法が地方分権のことを強く、厳重に規定しておるといふことは

御承知であるか。いずれにいたしまして、今やこの入場税の中央移管が、さつと関連して、はなはだ不潔な経路をたどつておるといふことは、国民だれも知らぬ者はない。さらには繰上り費の問題等もありますが、これはいづれ同僚議員によつて論議されるでありましようが、少くとも政治だけは筋を通さなければならぬ。道義と条理を貫いたものでなければ、だれ一人そのものに敬意を払う者はないと思ふ。少くとも閣内の輿論、

を地方税に残して、入場税だけを国家に移して、それでもつて天下の信をなげ得ると思ふのであるか。いずれこの問題は本會議の問題となりましようし、本日皮切りとして二箇月間議論すべき機会があると思ふので、私は時間も参つたので、一応井上先輩にかわります。どうかこれらの問題について十分努力を尽されて、もつと誠意ある税制の改革案を上げられんことを強く要望いたしまして、ひとまず私の質問を終わります。

○渡辺政府委員 今春日委員のお話の中で、入場税を移管することによりまして、中央集権を大いに強化しようといふよるな意図に立つておるのじやないかという御意見がございましたが、われ／＼は決してそういうつもりでこの案を考へておるわけではございません。御承知のように、とにかく現在各地方自治団体の持つておられます独立財源といふものが、非常に偏在してありまして、それこそ幾つかの大きな府県におきましては、確かに入場税、遊興飲食税を中心とし、さらに事業税も加

わりまして、地方自治の裏づけになるよるな姿になつて来ておりますが、多数の府県におきましては、それ／＼の独立財源が非常に乏しい。地方自治は、ほんとうにその姿をたゞりさせようためには、やはりどうしても財政的な裏づけがなければならぬのじやないか。これは春日委員の御意見もおそらくそうだろうと思ふ。そういうふうな考へて参ります場合におきまして、たとえば今度新しくタバコ消費税を地方税として創設しようといふ案を出してありますが、そういう案を出す場合におきましても、ある府県においては、現在与えられております地方財源においてすでに大体十分どころへ来ておる。そこへさらにそのタバコ消費税を与へるとしますと、その府県においてはむしろ財源は余分になつて来る。これは片方で、国がそれだけタバコの値上げをする考へはございせんから、財源を与へるわけはございせんが、比較的貧弱な府県の独立財源を確保するためには、やはり現在偏在してあります税を何とか調整に使うべきじやないか。そういう意味におきまして、とりあえず入場税をとりまして、これを人口割でもつて確保する。現在平衡交付金法においてやつておりますよるに、基準財政需要、基準財政収入からわかることになりまして、かなり中央にロスが出ますので、人口割でもつてはつきり確保するといふ考へ方に出ておられます。決して地方の独立財源をちびろうといふ考へでなくて、むしろできるだけ地方の独立財源を確保したい、そういう意図に出ておるものであることを申し上げておきます。

○内藤委員代理 先ほどの春日委員の発言中、不穏当と認められる言辭があるやに見受けられましたので、後刻速記録を取調べた上、委員会において善処したいと思ひます。——井上良二君。

○井上委員 ただいま議題になりました税制改革全般に對しての總括的な質問をいたしたいと思ひますが、いづれ後刻大蔵大臣が本委員会へ出席されるやうでありますから、そのときに伺いたいと思ひますけれども、その前提として、政府の方で資料を御調査の上提出を願ひたいと思ひますので、その点を一応申し上げてみたいと思ひます。

御存じの通り、税の徴収の重大な要素は、二十九年度は国民所得がどうなるかといふことであらうと思ふ。政府の本年の予算編成の説明においては、二十九年年度の国民所得は五兆九千八百億、昨年度よりは三百億ふえる、こういうこととございまして。その三百億しかふえないという根拠は、どういふ根拠に立つておるか、その具体的な資料を提出願ひたい。これが提出されませんと、所得税の増減及び間接税の増減、新設等にも重大な關係を持つて来ますから、その根拠を明らかにされたい。大蔵大臣が本委員会に出席されるまでには資料の提出を願ひたいと思ひます。

それからいま一つ重要な問題は、政府みずから緊縮予算を組み、国民には耐乏生活を要望しておるときに、一方間接税を増徴し、さらに新税を創設する、そういうもの考へ方というものは、政府の基本的な財政方針と相矛盾するのではないかと、この点でございまして。これに對しては一体政府はどう考

えになつておるか。全体的に国の財政規模を縮小して効率的な財政の使途を行おうとするとき、また耐乏生活に對して国民の協力を要望するとき、所得税の減税に見かゝる間接税を増徴するといふこと、なるほどその中には、奢侈的なせいたく品に課税するのだから国民全般にはそう大きな影響はない、こゝういふ考へ方によつてございまして。他方また今問題になりました入場税の国稅移管の問題、さらにはまた新しく出て参りますいわゆる奢侈的消費税の問題、こゝういふ新税の設定といふものは、政府が緊縮予算を組み国民に耐乏生活を要望する、こゝういふ考へ方踏襲な日本経済再建への大きな地歩を踏み出すやうとするとき、こゝういふ税のとり方といふものは一体妥当なやり方かどうか。わずかに三百億足らずのものを穴埋めするために新しく増徴をいたし、さらにまた新税を設けなければならぬよるな財政の仕組みであるかどうか。また税の徴収の内容であるかどうかといふ点を私どもは伺わなければなりません。これに對しては政務次官はどうか考へておられますか。

○植木政府委員 直接税の方で三百二十億の減税をいたしまして、間接税で二百七十億の増税をする、あるいは新税を起す、それは政府の将来に對する財政経済の政策全般の面から見て矛盾ではないかという御質問のように伺ひますが、われ／＼といたしましては、現在の直接税の負担がまだ相当重いので、できればもつと／＼下げたいのであります。しかしながら財政全体の需要の面からいたしまして、本年度としては三百二十億程度にとどめたのであります。ことにこの減税をいたし

ます面が零細なる低額所得者のところ
でなるべく減税をして、すなわち扶養
家族の控除の問題でありますとか、あ
るいは基礎控除の問題でありますとか、

改善に寄与するようにという趣旨から
の税制改正を試みておる次第でありま
す。

か、こういう面におきましてこの際減
税をし、そして一方間接税で増、新
税を起す。これはいかに大衆負担に
なるように一応見えますが、その内容
をいかに御検討いただきますと、間
接税における増税におきましても新税
におきましても、なるべく奢侈的なも
の、あるいは高級品というふうなもの
について税率を引上げ、あるいは新税
を起す、こういうふうな考えておるの
であります。従つて間接税のこうした
高級品、奢侈的な品物につきまして
は、消費者においてこれを消費するか
せぬか、その自由を確保しておる。も
しそれをいろう／＼な事情からどうし
ても買わなければならぬものは、ひとつ
負担をしていただきたい。そうでなく
て、その負担の力のないものはひとつ
がまんをして、しばらく耐乏の生活を
していただきたい、こうした方針に出
ておるのであります。かようなわけで
ございまして、高級品、奢侈的なも
のについての増、新税として考えれ
ば、これは必ずしも大衆の負担になる
ものではなくして、それを消費する能
力のあるもの、こうした方々にしはら
くがまんをしていただく、こういう
趣旨であります。従つて財政経済政策
全体から考えましても、この際矛盾は
ない。今回の税制改正によつていわゆる
低額のもの若干軽減されるし、間接
税の方においては増新税も、またこれ
はおのずから消費の抑制、あるいは輸
出の奨励という方に向つて行くよう
に、それがさらに進んで国際収支の

の税制改正を試みておる次第でありま
す。

○井上委員 何か間接税を増徴し、新
税を設けることは、政府の新しい財政
計画と矛盾はない、こういうのはなほだ
抽象的な御答弁でございまして、あ
なたみずから税務行政の責任者とし
て、現に二十八年度末においては四百
二十億の滞納があります。税金の未
納があります。さらにまたこの未納が
完全に納税をされませんならば、全然
新税を設ける必要もなければ、間接税
の増徴の必要もなくなります。さらに
あなたのお説によると、何かぜいたく
品だけに課税をして、一般消費者大衆
にはそんなに大きな負担にはならない
というふうなお考えのようですけれど
も、一体砂糖を二割値上げをするとい
うことは、これはどういふことになる
のですか。現実には砂糖を食わぬでおれ
るじやありませんか。あるいはまた他
の消費物資にいたしましても、それは
なるほどいろいろ／＼はありますしよ
う。ありましようけれども、それが一
体国民にどういふ影響を与えるかとい
うことをわれ／＼は考えねばなりませ
ん。そういう面から、特に非常にぜい
たくぜいたくと言つて、ぜいたくを追求
して、いかにも鬼の首でもとつたような
宣伝を盛んにあなた方はおやりにな
るが、それならさきに問題になりまし
た地方税の国税移管のうちの遊興飲食
税等を一体何ゆえにはずしたのです
か。現に二十八年度の税徴収の中にお
いても、いろいろの会社の交際費とい
うものは全然税の対象にはされてない
のです。いたずらに勤勞所得に大き

な税をかけるために、会社において
いわゆる交際費その他の名目で社内保留
金がどん／＼使われておるといふこと
は、もう周知の事実です。この入場税
を国税に移管するならば、またあなた
方が奢侈的なさういふ不要不急のもの
に税をかけるというならば、当然遊興
飲食税を取上げるべきなんだ。それを
どういふわけで取上げないのですか。
諸般の事情というのをさきに説明さ
れておつたが、諸般の事情とは一体何
をさしておるのであるか。入場税の場
合は諸般の事情なしに、遊興飲食税の場
合は諸般の事情があるといふことは、
一体どういふことですか。それを一べ
ん説明してください。

○榎本政府委員 砂糖消費税の問題に
つきましては、なるほどごもつともな
点もございしますが、これは輸入品で
ございまして、できるだけ輸入を抑制し
て行きたい。従つて砂糖も必要最小限
度のものはなるほどやむを得ません
が、できるだけひとつ節約していただ
きたいという趣旨もあるものでありま
す。あるいはまた次の御質問の、遊興
飲食税と先ほどの入場税の問題であり
ますが、遊興飲食税の国税移管の問題
も、先ほど申し上げました通り、われ
われ当局といたしましては、できるだけ
ならばこれは昭和二十九年年度から国
に移して、そして税源の偏在を是正す
る一つの手段にしたい、かように考えた
のであります。しかしながら先ほど諸
般の情勢と申し上げましたが、それは
やはり輿論の状況、あるいは議員の多
数の方々の御意向、あるいは閣内の閣
僚の方々の御意見等もそれ／＼参酌い
たしまして、そしてこの際二十九年
から実行することはしばらく見合せ、

さらに研究を続けて行こう、かような
次第でこの際見合せたようなことに相
なつておるのであります。

○福田(繁)委員 関連して。ただいま
さが政務次官だけあられて、実に御
名答されまして、われ／＼野党に
も非常に心強くないすわけなんだ。あ
ります。今の遊興飲食税も、各般の事
情、言いかえれば、輿論並びに国会の模
様、及び閣議の模様、こういう点を十
分お考えになられてござんしやうござ
れといたうところに、いわゆる実績をお
示しになられたわけなんでありまして、
ここに問題になつておられますところの
各法案に関連するこの項目が、いわゆ
る輿論と、われ／＼議員と、閣内の空気が
ささやかな実績の通りに行くとするなら
ば、入場税、遊興飲食税のごとくに、根
本的に是正される御意図があるかどう
かといふことをあらためて伺つておき
たいと思つておます。

○榎本政府委員 ただいま政府の提案
いたしております税制改正の諸案に
つきましては、われ／＼といたしまし
ては、今日の国家財政の状況、あるい
は国家経済の状況から考えまして、必
要最小限度の改正であり、これはおそ
らくは多数の心ある方々の御支持を得
られるものといふふうに確信をいたし
ておるのであります。

○井上委員 さらに進んで、問題の入
場税でございしますが、これはさきの主
税局長の説明によると、地方財源が偏
在している、だから、できるだけこれ
を独立財源の少ない貧弱府県に公正にわけ
る建前から新しく国税に移すことにし
た、こういう説明でございまして、こ
ろが、御存じの通り地方団体の現在の
歳入は約九千億、この九千億の中で地

方財源の重要な税収入は三千億円で
ありまして、あと六千億は平衡交付金と
起債によつてまかすのであります。
ます。かくのごとき貧弱な地方財源を
もつて、あとはほとんど国の力にたよ
らなければならぬような現実の地方
財政の現状を放任しておいて、単に遊
興飲食税と入場税だけを取上げて、そ
れでいかに全体をカバーするがごと
き、あるいはタバコ消費税のごときも
のを設けてカバーするがごとき行き方
は、おおよそ九牛の一毛にもすぎぬや
り方であつて、政府は一体地方自治とい
うものを根本的にどうお考えになつて
いるのですか。地方自治を確立するとい
ふことの見地から考えるならば、地
方財政を確立することは当然でありま
す。地方財政をどう確立するかといふ
全体的な計画体系を立てずに、入場税
や遊興飲食税だけを移管をして、それ
でお茶を濁すという行き方は、われ
われは賛成できません。だから、この
際大蔵当局、特に政務次官及び主税局
長は、国の税制の確立も必要でありま
しやうが、地方税制の確立をどうお考
えになつておるのか。一体九千億を依然
として平衡交付金や、あるいは配付税
や、あるいはまた起債によつて大部分
を穴埋めをしておくことになつて地方
自治が確立されるとお考えでございま
すか。基本的に一体地方財政をどうお
考えになつておられますか。この問題を
解決せずに、体裁のいいようなことによ
つて入場税を国税に移管するといふこ
とはもつてのほかです。基本的にどう
地方民を納得させ、地方団体を納得させ
るのですか、それをひとつ御説明願ひ
たい。

第一類第六号 大蔵委員会議録第八号 昭和二十九年二月十七日

一五

○橋本政府委員 私の足りませんところは、また政府委員の専門家から説明いたしますが、政府当局の考案の方の基を申し上げますと、仰せの通り、地方自治潤養のためにできる限り独立の財源を手えたいという気持はもちろん持つております。持つておりますが、日本の国税、地方税を通じての諸般の租税の状態を考えてみますと、適切な税を、もつと地方に独立の税として与えることができるようない種目がない。そのために、やむを得ず現行の状態におきましては、仰せの通り約九千億のうち三分の一見当しか地方の独立固有の財源がないということに相なつております。しかしわれわれといたしましては、それらの地方に確實にして、しかも各府県の間に公平に財源が行き渡るようにするという目的のためには、今回考えておりますような、あるいは従来からやつておりますような交付税、あるいは平衡交付金の制度、これによつて地方に財源を確實に与えるということがいいと考へるのであります。入場税あるいは先ほど出ましたタバコの消費税というような問題につきましても、同様な趣旨で、地方に確實な財源を手えに行く、そしてなほ足りないところについては、財政経済計画全体の面から最小限度のいわゆる起債はこれを認めて行く、かようにして地方財政に対するはつきりした、しかもなるべく公平な配分の計画のもとに地方自治の基本を守つて行きたい、かように考へておる次第であります。

○渡辺政府委員 多少補足的な説明をさせていたしたいと思います。昭和二

十八年の事例をとつてみますと、地方団体の歳入は総額で約九千四百四十九億、その中で地方税として収入されておりますのが三千二百億、それから地方財政平衡交付金として出ておりますのが三千七百七十六億、義務教育費国庫負担金とか、その他の補助金、あるいは公共事業の補助金といつたようなところで出ておりますのが二千七百四十億、地方債が千九百九十六億、そのほか雑収入が八百九十六億、それに災害による減収が三十五億、こういふ一応の内訳になつております。独立財源として考へられますのが地方税の三千二百億と財政雑収入の八百九十六億、その他はお話のように国の義務教育費の負担金といつたような一つのはつきりした費目と結びついた補助金、それから、さらに補足するに平衡交付金及び地方債でまかなわれる、これが現況でございます。とにかく地方自治といふものが確立する上におきましては、はつきりした独立財源の裏づけがなければ、これは有名無実なものであつて、何とかしてそこにはつきりした財源を持つべきではないか、この御意見はわれわれも全然同感であるのでございますが、これは経済の実態といまいますか、その国の富、あるいは国民所得の地方と都市における配分の状況といふものを見て参りますと、おのずから一つの限界にぶつからざるを得ないやうに思ふのであります。府県なら府県を一つ例にとつてみますと、ある貧弱府県でございまして、国がとつております所得税なり、あるいはその府県に酒の製造がありますために、その酒屋さんから徴収してあります酒の税金なり、そういったものを全部たとへば

独立財源としてその府県に与えたといふ姿を想定して見ても、なおその府県の歳出には足りないといふ姿になつておることが現実の状況でございます。従いまして、どうしても貧弱な県では貧弱なりに一応の府県財政をまかなつて行くべきであり、同時に富裕なところでは富裕なりにその財政をまかなつて行くべきであるといふ考へ方もできますが、しかし義務教育とかいふものは、府県あるいは都市など地方団体が貧弱でありまして、これはどうしてもやつて行かなければならぬ、こういう歳出の面においての拘束が出て参りますので、どうしても独立財源を手えようと思つても、そこに与え切れないものがある。それではその貧弱な府県を中心として、その貧弱財源を、あるいは独立税を持つていふことにしますと、富裕府県の方には多分に行き過ぎになるといいますか、国の方の財政収入そのものが欠けて来てしまふ。やむを得ざる手段といたしまして、できるだけの独立財源は手えたい。そのために富裕府県と貧弱府県との間におけるいわゆる偏在の程度が最小のものを、できるだけこれに与えることが適当ではないか。たとへば今度タバコの消費税を一応選択いたしましたのも、他の税に比べてタバコの消費税の偏在の程度が一番少い。従つてこういうものを地方団体の独立財源にするのが一番適当ではないか、こういうふうな考へた結論にはかならないのであります。同時に、他面入場税かのようなものにおきまして、これは確かに地方税として適格性が、性格からいいますと出て参りますが、しかしそれを地方税に置いておきますと、どう

しても富裕府県の方にその財源が偏在して来る。そこで国税として国で徴収はいたしますが、しかしこれを平衡交付金とか、そういう性格のものに入れたいと思つて、やはり先ほど御指摘がありましたやうに、中央集権的な方向に向うのではないか、こういうやうな御批判もございまして、一応国で徴収はいたしますが、これを人口割りでもつてその大部分は府県の方へ配付する、こういうふうな調整をやりまして、初めて地方自治体が自分の動いて行ける財源が確保できる。このやうな問題につきましては、税制調査会と並びまして地方制度調査会というのがございまして、こゝでぜひいふん議論されましたが、結局現在の段階におきましては、一応政府が当初考へたやうな程度の調整が、やむを得ない結論じやないかといふやうな答申が出ておる次第であります。非常にむずかしい問題であります。ただ片方でもつて歳出の要請が、これは富裕府県でも貧弱府県でも同じやうに相当ありながら、しかもその裏づけとなる歳入のための国富なり、あるいは国民所得の配分が、地方によつて非常にアンバランスになつておる、こういう事情があるといふことのゆえに、どうしても独立財源だけで各府県が自分の必要な歳入をまかなうといふことにはなかなか行きにくい。もし貧弱府県の人是非常に高い税金を負担するといふことがもし容認されるならばこれは別でございますが、これもちよつと考へられない状態でありまして、できるだけ独立財源を付与しながら、なおかつ片方で調整して行くといふ考へ方をとらざるを得ない

のではないか、かように考へたわけでありまして。

○井上委員 地方財政の確立についての考へ方というものはなほだ利那的な考へ方であつて、たとえば国から地方団体に対していろいろ必要な委任事務がされておるのであるが、これらに對しても平衡交付金その他でまかなうといふ建前に一応はなつておるけれども、実際はその通り金は出ていない。そういうことからして、地方財政は年々膨脹するのみであつて、この裏づけの財政というものがほとんど確立されておらぬといふところに問題があるのではないか。この問題を解決せずして、単に入場税を国税に移管して、その九割を地方に分配してやる。貧弱府県はそれで助かるであらう。こういうるまで二階から目業のような政策をやることによつて、この法案がいかに貧弱府県を助けるやうなつもりで、おるか知らぬけれども、これはもつてのほかだ。そういうもの考へ方は、目先の欲にとらわれた考へ方で、基本的に地方自治を確立するといふことであるならば、地方自治を確立するに必要な財政の裏づけをどうするかという問題と取組まなければ、問題の解決はあり得ない。また現実には、いろいろものが偏在しておるといふが、御存じの通り、たとえば東京、大阪、名古屋等の大都市は、遊興飲食税の収入も多いのですが、多ければ多いほど、当該地方はそれだけの地方財政費の支出といふものがあつて、四五百万も五百万もある府県とは、同じやうには行きません。世帯が大きければそれだけいかにすることは当然であり

ます。ただそこへ集中して、よけい金が入るからという名目だけで国へ移管するという行き方は、何としてもわれわれはその点で納得ができないから、もしこれを国に移管するというのなら、少くとも政府は地方財政の確立に對して必要な方針、中央集権的な今のようなやり方ではなく、少くとも地方自治体がみずからまかなない得るような税制を中心とした財政確立についての必要な方針というものを、ひとつ本委員会に示してもらいたい。これが示されぬ限りにおいては、これはそれをねらつてやつておることですから、そういうわづか二百億足らずの金を、いかにももつたいなさそうにわけてやるような顔をするなどということは、もつてのほかだ。

それからいま一つ、税のうちでわれわれ非常に遺憾に存じておりますのは、政府が今度扱おうとするものは第一種、映画館、演劇場、第二種、博覧会、展覧会、これに限つておる。その他ややこしいものは地方府県でやれ、こういうことになつておる。政府がやろうとするものと地方府県がやろうとするものと、どういふわけで区分をするのですか。特にパチンコに對しては一体どういふお考えをお持ちですか。あれは全然入場税をとらぬつもりですか。そういう点で、政府はとりやすいものだけをとり、あとのややこしいものは地方府県でやれ、早く言えばそういうことです。一体それでいいのですか。現実に入場税というものを對する政府の考え方はどういふお考えですか。一方政府は、本税の面においてはできるだけ低額所得者の所得税は軽減をし、また消費大衆にもできるだけ一

般化される間接税はこれをやめて、できるだけ安い品にかけて行こうという方向をとつておる。ところが入場税ではそれがないやないですか。入場税では四十円からとらう、こういうのでしよう。一体今日映画を見に行つたり芝居を見に行つたりして、四十円や五十円の観覧税で安う見せるのがありますか。どこへ行つたつて、今日では現実に百円前後——もちろんその中には税が含まれておりましようけれども、これほど大きな大衆課税とあなたはお考えになりませんか。それを伺いたい。つまりあなたの方が中央に都合のいいやつだけを国税に移して、徴収のややこしいやつは地方でやれ。それから特にパチンコに對する課税はどう考えておられるか。それはとらなくてもいいとお考えになつておるか。その他にも入場税をとるべきものがたくさんあるが、そういうものは全然対象にされぬのか、それからこれを大衆課税とは考えていないのか、この三つについて伺いたい。

○渡辺政府委員 今度国の方で徴収します入場税を、いわゆる第一種、第二種に限定しまして、第三種のいわゆる設備利用の分は、これは地方税として、地方の法定外特別税として徴収していただくつもりでおりますが、どうしてそういうことをしたかという点につきましては、結局現在第三種に属してありますものは、麻雀料、それから玉突き税、つり堀、貸船、舞踏場——舞踏場もキヤパレーは、これは遊興飲食税の対象でございまして、昔ありまして、今東京などにはほとんどございせんが、いわゆるチケットをとつての舞踏場、それからゴルフ場、こういうものが主たる

もので、そのほかは今おつしやつたパチンコ屋が入つております。これは入場料について云々というもので課税するのがよいものもございせんが、大部分は設備使用といふやうな、麻雀でございせんれば、麻雀の遊び代、それから舞踏場でございせんが、これは入場料をとつておる場合もございせんが、同時にダンスや踊る場合のチケットと、それからゴルフ場でございせんが、それからグリーン・フィーなどがそれに含まれております。それからパチンコの場合におきましては、地方としてかなり複雑な課税をしておるようございせん。そういうつたやうなものでございまして、それらその種類に應じまして、適切な課税をするという場合におきましては、国で一率に課税するよりも、むしろ地方の法定外特別税といたしまして、それらの実情に應じた課税をしていただく方が適當ではないか。こういうやうな意味におきまして、われわれの方といたしましては、比較的単純な第一種、第二種のものだけを徴収して、そして九割を人口割で配付する。パチンコにつきましては、現在も課税しておりますし、将来におきましても課税があつていいものと私は思つておりますが、しかしその場合におきまして、そのパチンコの玉代に課税するといふのはなかく困難な問題もございまして、まあ一番簡単な課税といへば、一応考えられるものとして、ましては、東京都内では銀座とか新宿を一級地にして、場末を二級地、三級地にわけて、パチンコ一台について幾らといつたやうな課税方式をとるのが割合に困難も少いし、比較的納得の行き方ではないか、そういうやうな

もので、そのほかは今おつしやつたパチンコ屋が入つております。これは入場料について云々というもので課税するのがよいものもございせんが、大部分は設備使用といふやうな、麻雀でございせんれば、麻雀の遊び代、それから舞踏場でございせんが、これは入場料をとつておる場合もございせんが、同時にダンスや踊る場合のチケットと、それからゴルフ場でございせんが、それからグリーン・フィーなどがそれに含まれております。それからパチンコの場合におきましては、地方としてかなり複雑な課税をしておるようございせん。そういうつたやうなものでございまして、それらその種類に應じまして、適切な課税をするという場合におきましては、国で一率に課税するよりも、むしろ地方の法定外特別税といたしまして、それらの実情に應じた課税をしていただく方が適當ではないか。こういうやうな意味におきまして、われわれの方といたしましては、比較的単純な第一種、第二種のものだけを徴収して、そして九割を人口割で配付する。パチンコにつきましては、現在も課税しておりますし、将来におきましても課税があつていいものと私は思つておりますが、しかしその場合におきまして、そのパチンコの玉代に課税するといふのはなかく困難な問題もございまして、まあ一番簡単な課税といへば、一応考えられるものとして、ましては、東京都内では銀座とか新宿を一級地にして、場末を二級地、三級地にわけて、パチンコ一台について幾らといつたやうな課税方式をとるのが割合に困難も少いし、比較的納得の行き方ではないか、そういうやうな

考え方をして参りますと、これは国税として徴収するよりも地方税の法定外特別税として課税して行くのが一番適當な方法ではないか、こういう考え方に基きまして、一応一種、二種だけをこちらへ取入れる、こういうやうな結論に考えたわけでございます。それから第二の問題といたしまして、入場税は大衆課税ではないか。従つて政府は奢侈課税、奢侈課税というが、これを大衆課税と思わないか。この点につきましては、われわれも入場税がかなり大衆の負担になつておるというところは、そのように思つております。ただ一応既存の税であり、しかもそれが地方の大きな財源になつておりますので、その簡単にこれを廃止するわけにも行かない。そこで現在におきましては、御承知のように免稅点も全然ございせんし、同時に通常の場合でございせんが、全部五割の税率で課税してございまして、全部五割の税率で課税してございまして、それが實際を見て参りますと、執行の面などにおきまして、相當適正化をはかる余地があるというふうに思われますので、その辺を、国税に移す機合におきましてはつきりさせる場合に、その二十円——これは税の入れないところで二十円でございます。従いまして、現在東京都などでやつております二、五割の税金がかかつて三十円、ですから二、五割の税金が現在のままで税金をすえ置かれれば、これは税金がからぬといふことになりまして、それから四十円になりまして、現在でございまして税込み六十円、七十円の場合におきましては税込み百円を越えるというものが、現在の料金との対比でございまして、い

考え方をして参りますと、これは国税として徴収するよりも地方税の法定外特別税として課税して行くのが一番適當な方法ではないか、こういう考え方に基きまして、一応一種、二種だけをこちらへ取入れる、こういうやうな結論に考えたわけでございます。それから第二の問題といたしまして、入場税は大衆課税ではないか。従つて政府は奢侈課税、奢侈課税というが、これを大衆課税と思わないか。この点につきましては、われわれも入場税がかなり大衆の負担になつておるというところは、そのように思つております。ただ一応既存の税であり、しかもそれが地方の大きな財源になつておりますので、その簡単にこれを廃止するわけにも行かない。そこで現在におきましては、御承知のように免稅点も全然ございせんし、同時に通常の場合でございせんが、全部五割の税率で課税してございまして、全部五割の税率で課税してございまして、それが實際を見て参りますと、執行の面などにおきまして、相當適正化をはかる余地があるというふうに思われますので、その辺を、国税に移す機合におきましてはつきりさせる場合に、その二十円——これは税の入れないところで二十円でございます。従いまして、現在東京都などでやつております二、五割の税金がかかつて三十円、ですから二、五割の税金が現在のままで税金をすえ置かれれば、これは税金がからぬといふことになりまして、それから四十円になりまして、現在でございまして税込み六十円、七十円の場合におきましては税込み百円を越えるというものが、現在の料金との対比でございまして、い

ろいろ調べてみますと、東京のまん中ですと、どうしても税込みで百円以上になつておりますが、場末に行きますと、百円を切つたところもございまして、いなかへ行きますと、税込みでやはり六、七十円というところも相当多いようございまして。従いまして、そういうつたやうな点におきまして、われわれの方といたしましては、税率を料金の低めに下げることによりまして、国税に移す機合にできるだけ大衆の負担は低める、こういうふうな考え方を取られる方がいいのではないか、こういうやうな考え方で全体の案をつくつておられますので、いわゆる大衆的な課税を全体に廃止できるという事情があれば幸いなんです、そこで行きかねるという事情である限りにおきまして、現在の財政とかそういう点をらみ合せまして、できるだけだけの配慮をしたということだけは御了承願いたいというふうに考えます。

○井上委員 なかく今のあなたの答弁は、まったく苦しい答弁だろと思つておる。といひますのは、所得税の面におきましては、低額所得者を減税をしてやらなければいかにぬという線を、政府は苦しい財源の中から考慮されておるわけですか。それからまた織物消費税の場合においても、できるだけ大衆的な織物にはこれを課税をしないという線を打出しておるわけでありまして。さらにまたそれが高級品でありまして、昨日から本日にかけての新聞を見まして、大体一割五分の課税をしよう、こういう考え方をし、また物品税で出て参ります今度の税目を見ても、大体最高三割くらいのもので

す。それとこれと比べてごらん下さい。わずかに四十円から百五十円までのところへ二〇%から五〇%までかけるといふ、一体こういふむちやな税が

ありませぬか。これで大衆負担を軽減するの、いや大衆には迷惑をかけぬのと、どうして言えるのです。片方じやうまいこと言うておいて、片方でごそつととらうとしておるのじやないか。現実

ませぬぞ。この矛盾はお考えなりませぬか。政務次官、これは政治的に及ぼす影響が大きい。あなたひとつとくとお考え願いたい。それから主税局長から伺いたい。

○渡辺政府委員 政務次官からあとで御答弁願います。私の方から最初にまず申し上げておきたいと思つて、今度の入場税を国で徴収いたしますのは、国で徴収いたしますから国税といふふうな名前でお呼びになつてもさしつかえございませんが、税そのものは、当初申し上げておきますように特別会計に入れまして、その九割は地方に還元する、そういう意味におきまして、主たる目的は地方の財源偏在を是正するということにあるわけでございます

得るかもしれないがというお話のようでございますが、そういうつたものをやはり国で徴収してしまつても、一応の説明の材料になつて行き得るものじやないか、かように考えております。

○井上委員 はなはだどうも答弁がなつていないと思つて、つまりこれは国税としてとるんじやけれども、その金は国の経費には使われないのじや。だから少々高うしてもかまやへんのじや、こ

その開きはどのくらいになつておりますか。それからいま一つは、これがたとえばフランス、イギリス、アメリカではどうなつてゐるか、どのくらいの比率

の税金が入場税としてとられてゐるか、あわせて説明を願いたい。なおこれを国に移管するというによりまして徴収費その他はどのくらいその中で見込まれておるか。それを御説明願いたい。

つて来る。それが初年度、平年度の違ひでございます。初年度、平年度の違ひはございますが、中央で徴収した場

合と地方で徴収した場合とにおきまして、大体歳入金額はそう違わない、こ

ボックス—座席の借料の場合には料金の二割といふから、結局二割を標準に課税しております、映画、演劇、スポーツ、音楽会等の入場料または座席料に對して、こういう程度の課税をしております。それからイギリスにおいても、娯楽税という名前で一応入場料に課税しておりますが、入場料金が一シリング以下の場合には課税してありません。一シリングを越え、一シリング一ペンス五以下の場合におきましては一ペンス五、一シリング一ペンス五を越ゆる場合におきましては、最初の一シリング一ペンス五について一ペンス五、六体一シリング一ペンス五を越える一ペンスまたはその端数ごとに〇・五ペンスという程度の課税をしております。それからイタリヤにおきましては、入場料の金額につきまして一割五分から最高五割まで、これは映画館ですが、その程度の課税をしております。あとソビエト、アイルランド、オーストラリア、ギリシヤ、スエーデンというような国もそれ〴〵この種の課税をしております。

○山本(勝)委員 ちよつと関連して資料を要求いたしておきます。従来の地方税のままのときと今回税制改正した場合と、その入場税の徴収の総額は大体かわらない、こういうことでございしますが、しかし従来の地方税のままでは、御承知の通り五割となつております、土地によつては七割も納税しておるところもあるし、それから五割のところもあるし、ひどいところでは、私の調べましたところでは一割くらいしか納税していない。そこで、それならば一割という納税率の悪いところでは非常に利益が多いのかというところ、そういうわけではなくて、やはり

精一ぱいどうにかこうにかやつておる映画館もある。四割脱税という言葉は当るか当たらないかわかりませんが、とにかく納税は一割よりしていい。あるいは七割までしておるところもあるわけでありますが、もしそれが総額においてこの前と同じ程度とすることになり、一率の税率でとるはかないと思ひます。そうなつて参りますと、従来納税の率の非常によかつたものは非常に利益が出て来る半面、従来あまりたくさん納めたものではどうしてやつて行けないという理由でわざと納めておらなかつたような映画館は手をあげるといふようなことになると私は思ふ。手をあげてもよいというような腹をきめるのも一つの考え方でありましようが、しかし、ある映画館が手をあげてしまつた場合に、そこに入つておつた連中が今度はほかのところに行つて見られるかというところ、農村地方の映画館のような場合には、三里も五里も向うの方にありますから、そこに行くわけにも行かないし、また収容能力もそうないというふうなわけで、平均してどうか、トータルで同じであるのだから、別に前とあととは大して変化はないのだというふうには、私は実際問題として考えられない。ことに国民生活という点からは考えられない。ですから私は、今すぐ資料を要求いたしませんけれども、この次まででけつこうです。今予定しておられるような税率をはるかに下げて、今まで最も納税の悪かつた、しかもそれでどうにかこうにか維持しておつたというふうなところがこれまでと同じような納税額で

濟むような点まで下げてしまえば、ほかのそれよりも納めておつたところは有利になるだけの話でいいのですけれども、しかしそこまで下げないと仮定いたしますと、必ず平均あるいはトータルで同じだということになる、現実問題として有利になる映画館と手をあげる映画館ができる。そこでもし税率を提案のままと仮定いたしました場合に、大体どのくらいの映画館が所得がなくて手をあげると予想されるか。もし上げていいと仮定した場合は、これはもうほかへ行つて見るわけにいかぬのだし、映画を見る人の便宜から申しましても、また営業者の立場から申しましても、手をあげるようなことにはさせない。とにかく利益のうちで、税がガラス張りの中で納められる程度にやつて行こうという腹でありましたら、税率をどれくらいまで下げたらやつて行かれるか、この辺のところをひとつ資料を出してもらいたい。むづかしい問題ですけれども、これは非常に重大な問題であります。

○渡辺政府委員 井上委員の御質問で、まだお答えが残つておりました分を申し上げます。入場税を国で徴収するための国税庁における増加人員は、四百七十人と予定いたしました。これは別途法案を提案することになつております。それから予算に組んであります徴収費は二億三千八百万円でありま

す。それから山本委員の御質問でございしますが、実はこれは、計数的に出す問題として非常にむづかしい問題だと思つております。と申しますのは、御承知のように、税法は五割といふことになつております。従いまし、現実にはその何割しか納めていないといふことは、いろ／＼事情はあると思ひますが、少くとも法律の面からいいますと、税金を誤脱したということになるわけでありませう。従いまし、その人員がどれくらいあつて、しかもそれがどの程度だということ、なか／＼実際問題として調べようとしても困難ではないか。ただわれわれの方として一応調べてみましたところでは、今お話のように一割しか納めていないという極端な事例は、これはわれ／＼の調査の不行届きかもしれませんが、まあそういう極端な例はたしてあるだろうか、どうだろうかと思問を持つております。いなかの映画館におきましては、経営がなか／＼立つて行かないという理由もあると思ひますが、みんな百が百まで納めていない分が相当あるようにわれ／＼の調査でも出て来ております。そこでその原因を順々に探求して参りますと、今お話をいたしましたように、大体いなかは徴収のぐあいが悪いのであります。東京のまん中は、割合に東京都もやましくやつておられますが、かなり徴収はうまく行つておられますが、どうもいなかの方が悪いようです。その原因は、やはり料金を高くしてはお客が入りにくい。そこで何とかかんとか映画館が立つて行くために、税金を徴収しないで済ましておくという結論になつてい

るんじゃないかと、裏はそうじゃないかと思ひます。そこでわれ／＼が案をつくり出すときに考えましたのは、そういう事情があるならば、結局料金の低いところは税率を低くしておく。そうすれば現在納めておる額に、それがそのままとは言いかねますが、かなり近いものになつて行くことができるんじゃないか、東京のまん中といふか同じように五割の税率というところ、結局いなかの方が料金が安いんですから、そこに無理があるんじゃないかということも考へて、ある程度の段階税率をつつて行けば相当是正ができるんじゃないか。ただあなたの言われました、現在納めていないものに全体の頭をそろえて行つたらどうかということになりますと、これはわかりませんが、おそらく現在地方財政が確保している数字、あるいはわれ／＼が確保しようとしている数字にとつても及ばない。そこで結局そこに二つの妥協的な考へ方が出て来るわけですが、現在納めていない人中にも、税金の關係からどうしてもお客からとり切れぬという場合もありませんし、あるいはもう少し違つた角度で、お客からはとも、納めるのはそれほど納めていないという場合もあるかと思ひますが、数の多い中ですから私もわかりませう。そういうふうな意味におきまして、こういうふうな税率を考へて行きますと、大体おつしやつたような無理はなくなつて行くんじゃないか、かように考へてお

す。

○山本(勝)委員 ちよつと今の点で……総額で大体同じだけとりますと、今徴税率というか、納税率に差があるといふことはお認めになるだろうかと思ひます。よく納めておるところと納めていないところがある。しかもよく納めていないところが脱税した分だけ利益を余分にとつておられる問題はありません。その脱税分だけ取上げればよいのですが、そうでなくて、経

営業やつて行けなくて取める率が違つていゝものを、総額において同じだけとるといふことになる。税制改正により利益の上る面が出て来る。同時に、やつて行けない分が出て来る。これは子供にでもわかる算術だと思ふのです。ですから、これは税率の上で今後調整されるのか、よほど考へないと、トータルや平均で同じだといふような考へでやつておきますと、これはたいへんな問題が生ずる。これは時間もありませんし、ほかの方の質問もありますからやめますが、御研究をお願いいたします。

なお一言だけ申し上げておきます。遊興飲食税と入場税は両方とも国税に移管したかつたのだけれども、諸般の情勢で一つだけ残つたといふ御答弁がありました。しかし私は、遊興飲食税と入場税がともに地方税であつたといふ点は共通しておりますけれども、具体的はその性質をつつ込んで考へてみますと、非常に違ふ。ですから、国税に移管した今の案でそのままよいと申すのではありませぬけれども、ただ一方はとれないとれないといふことを言ひ切ることもできないが、消費者からとることのきわめてむずかしい税である。一方は消費者からとることだけきわめて簡単な税で、そこに非常に違いがあることも念頭に置かれるよう。ただ諸般の情勢でとりやめるといふだけの答弁では——私自身遊興飲食税を悪税なりと主張したことは御承知の通りであります。一言申し上げておきます。

○渡辺政府委員 今山本委員のおつしやいましたような点につきまして、われわれとしましては一応考慮した上で

ございまして、たとへばそこを平均でもつて、全部現在の税収が上る程度でもつて一本の税率でやつて行くという場合でございますが、今の御批判はそのまま当ると思ひますが、われわれの方では、結局そのよつて来るゆえんがどこにあるか。料金の低いところにおきましては、なか／＼税金もそうたくさんとり切れないではないか。こういうことを考へまして、一応段階税率を設けたわけでございます。これであなたの御心配が全然なくなるとはちよつと言ひ過ぎかもしれませんが、しかしとにかくそういう御心配の点は、われわれとしましては十分配慮したつもりであるといふことだけは御了承願ひたいと思ひます。

○福田(繁)委員 先ほど来入場税に關して主税局長に対する同僚諸君の御質疑があつたのでありますが、私は最後に主税局長に強く要望したいのであります。入場税の大体の骨子は、映画演劇になつておるように聞いておる。映画演劇というのは、これは一つの文化財なんです。これを根本に頭に置いてもらいたいと思ふ。先ほど井上君の御質問に対して、ヨーロッパ各国の税率の例もあつたが、もしこのやういふことがあつたらとらうので、御案内のように前国会にわれ／＼大蔵委員は、各国の税の調査にまわつてみた。イギリスにしましても、ドイツにしましても、アメリカにしましても、先ほどの資料に基くやうな税はとつておりますが、これと日本の税との比較をやる前に、根本的の一般国民の文化の水準と、その設備はどうであるかといふことを考へなければいかぬと思ふ。アメリカなりヨーロッパなり、どこへ行きました

ても、御承知のように、テレビ、ラジオといふのは、もうあの通りつばなものです。そこへ行くと、日本は御案内の通り、こつちつた文化水準は低うございまして。そうして終戦以來は、日本はどうしても文化国家でなければいけないといふことになりました。文化国家であるならば、目で見るところの新聞、耳で聞くところのラジオ、目で見ながら耳で聞くところの映画演劇は、これを正しく育成強化してこそ、日本の文化国家としての再建強化ができるのだといふことが、現内閣であります自由党の国是であつたのです。それで二十割の税金を十割に下げて、少くとも日本が独立国家になつた場合には入場税は撤廃する。しかも国民に対して、映画演劇をもつて正しく文化国家の再建に役立たしめる、こつちつたことがついで最近まで主張されておつたわけなんです。私たちが、八年間野党におりますけれども、幸ひ自由党内閣が続く以上、いまこの税金は撤廃されるのだ、こつちつたやうに心から期待しておつたわけなんです。しからばこのたび、いづれこれは明日か明後日の議題になるのであります。これが国税になるという。私は税の徴収だとか税率だとか財源だとかいふことを考へる前に、少くとも入場税の對象である映画演劇といふものは文化財であるといふことを頭に置いて御答弁していただきたいと思ふのであります。そこで私が委員長に要望しておきたいのは、大体きよりの理事会の申合せに基いて、きよ／＼あつて、あつて税金全般に入るのであります。きよ／＼はいわゆる枝葉末節の問題に対して、政務次官並びに局長に同僚諸君の御質疑が

あつたのであります。どうしてしましても税の根本問題に対して、小笠原大蔵大臣とわれ／＼委員とが意見の根本について質疑をやらぬことには、私はとらうていたためだと思ふ。それで私は、本日本大蔵大臣の御出席を要望したのであります。何だか予算委員会云々で向う三日間出られないといふ。そこで、でき得るならば委員長同士の話をなすつて、一日くらい大蔵委員会に譲つてもらう方法があるかもしれない、こつちつたことを今事務局から聞いたのであります。この際大蔵委員長は即刻予算委員長に申入れたして、明日の十時からの当大蔵委員会の理事会は変更して、明日十時定刻に大蔵委員会を開いて、午前中は大蔵大臣は当大蔵委員会に出席してもらつて。そのついでと二日間に、残されておるとここの税制全般の根本問題を、われわれ委員がそれぞれ政党政派を超越して大蔵大臣と詰問したい、それから後、政務次官あるいは各局長といふ意見を聞かしたい、こつちつたやうに、大蔵委員長は格別の御配慮を賜わられ、実現でき得るやうに格段の御努力をお願いいたします。

○井上委員 根本は、いづれ大蔵大臣が見えましてから、福田君が申しますやうな角度から質疑がされることと思ひますが、ただここで問題を当局としてお考へ願ひなければなりません。国税全般の比率、按分といふもの考へ方を持つてもらわなければならぬ。この税はこつちつたからこつちつたやうな特殊なものとは別として、少くとも大衆課税をやるやうにいたします場合は、全体の均等化といふ問題が当然起つて来る

ので、そこをつきますと、それは入場税は国はとるけれども、とるだけの手数であつて、金は地方にやるのだから、一向税率は高くてもかまわぬのじやないといふが、そんなりくつは成り立ちません。国の税金として徴収しておる以上は、やはり他の税率がどうなつておるか、それがまた国民の生活にどう影響し、わが国のいゝわゆる経済自立の上にとつて影響し、またわが国の文化国家としての再建にとつて影響し、わが国といふことを考へての質疑をわれわれはしておるのではありません。こつちつたやうな逃げ口上では問題は解決しません。だから、百円の金を握つて映画館へ飛び込めば、そこで税金が二割かかるといふ考へ方が正しい考へ方かどうかといふと、片一方は二万五千円の着物を買つても一割五分しか税はかからぬといふ、そんなむちやくちやな考へ方は一体どこにあるかといふことなんです。渡辺さん、一体その考へ方はどういふことですか。どうしてこの問題は解決しておいてもらわぬことに、税金全体の税率体制が乱れて来ますから、これはあなたの考へ方を直してもらわなければならぬ。主税局長全体の考へ方を直してもらわなければ、結局貧乏人はえらい目にあつた。そうなるでしよう、金持ちだけいいことをして、貧乏人はえらい目にあつてしまつて来ている。だからこつちつたやうな、まず私はこの際その点についてはつきりした御答弁を願ひたいと、福田君も申しておりましたやうに、他の国が二割ないし三割以上の税をどうおるからといふことは、一応は参考にはなるかしらぬけれども、日本ほど高

い入場税をとつておるところはありませんし、また文化的に考えても非常に低いのでありますから、当然かくのごときものは撤廃すべきであるのに、新しく国税としてこれを創設するという考え方もつてのはかだと思つて、特

りませんが、おそらくちよつと無理しやないかと思つておられます。しかしできるだけの資料は整えて提出したいと思つておられます。

でございますし、同時に多年一応これやつて来ておりますので、従来の解釈をそのまま使わせていただきます。一応このままの法文で提案するのがいいのではないかと、こういふつもりで実は提案したわけでございます。純オペラ、純音楽というもののいろ／＼疑義があるという点はわれ／＼も考えますが、しかしおそろく地方行政委員会御修正なさるときも、相当御苦心の末にこういふ文句を使つたのではないかと、それで自治庁といたしまして、多年一応の解釈が出ておりますので、われ／＼といたしましていろ／＼知恵を出してみまして、むしろそのまま法文に入れます。提案申し上げた次第でございます。

なながお出しになつておりますものうちで、第一種、映画館及び演劇場、それから第二種、博覧会、展覧会ということが出ておりますが、この第一種の映画館及び演劇場等の前年度及びその前年度の館数及び入場人員、それにか

つておられます。それから、純音楽、純オペラというお言葉でございますが、これは実は地方税法の中に現在ございます言葉そのままとつてございます。これは何い

ますと、地方行政委員会御修正で入つたときにこの言葉をお使いになつて、これは特別税率でございますが、これをそのまま使われている。いろ／＼はつきりしない点があることはわれわれもその通りと思つておられますが、地方税法で多年これを使用して来ておりますので、そのままの解釈を一応とつて行きたい、かように考えておられます。

別資料として提出を願いたい。なお第二種の博覧会及び展覧会等も、今まで年間どういふものが開催をされ、それがどういふ税収入になつておるか。

現在のそのした解釈がどうなるかといふこと、たとえば純音楽の例をとつて申しますと、いわゆるクラシック物といふこと、音楽を大きくわけてジャズとクラシックというふうに分けて得るかどうか、私しろろとすから知りませんが、ごく常識的にいへばジャズ音楽と、オーケストラとかヴァイオリン・ソロ、あるいはピアノ・ソロ、いろ／＼そうしたクラシックなものだと私思ひますが、そうしたものと二つに分けておられます。ジャズ音楽は純音楽に入らぬという解釈で従来やつて来ておられます。従つてこれは普通の税率を使つておられます。それからオーケストラでありますとか、ヴァイオリンのソロでありますとか、ピアノのソロでありますとか、そういうようなものは純音楽として低い税率で課税しております。

○内藤委員長代理 それでは次回は公報をもつてお知らせすることといたしまして、本日はこれをもつて散会いたします。

願いたい。なおこの提案理由には「純音楽、純オペラ等の催し物又はスポーツを催す場所」となつておりますが、この「純音楽、純オペラ」といふのは一体どういふことを言うておるのですか、これを一ぺん説明を願いたい。純でないものとは一体どこで区別をするのですか。

○井上委員 いずれ他の税制改正の案件につきましても私は質疑がありますし、また入場税の問題についても相当質問したい点もございませぬけれども、時間もたいへん過ぎておりますから、本日はこの程度で質問を保留しておきます。

午後一時二十四分散会

○渡辺政府委員 資料の点につきましても、今の御要求の中には相当無理なものもあるのではないかと思つておられます。たとえば入場人員などになり

ますと、結局税収の対象になつて入場人員が出て来る程度にしかおそろくわかりませぬし、これもちよつと統計的には、自治庁に聞いてみないとわか

りませんが、おそろくちよつと無理しやないかと思つておられます。しかしできるだけの資料は整えて提出したいと思つておられます。

りませんが、おそろくちよつと無理しやないかと思つておられます。しかしできるだけの資料は整えて提出したいと思つておられます。

りませんが、おそろくちよつと無理しやないかと思つておられます。しかしできるだけの資料は整えて提出したいと思つておられます。

りませんが、おそろくちよつと無理しやないかと思つておられます。しかしできるだけの資料は整えて提出したいと思つておられます。

りませんが、おそろくちよつと無理しやないかと思つておられます。しかしできるだけの資料は整えて提出したいと思つておられます。

りませんが、おそろくちよつと無理しやないかと思つておられます。しかしできるだけの資料は整えて提出したいと思つておられます。

りませんが、おそろくちよつと無理しやないかと思つておられます。しかしできるだけの資料は整えて提出したいと思つておられます。

りませんが、おそろくちよつと無理しやないかと思つておられます。しかしできるだけの資料は整えて提出したいと思つておられます。

りませんが、おそろくちよつと無理しやないかと思つておられます。しかしできるだけの資料は整えて提出したいと思つておられます。

りませんが、おそろくちよつと無理しやないかと思つておられます。しかしできるだけの資料は整えて提出したいと思つておられます。

りませんが、おそろくちよつと無理しやないかと思つておられます。しかしできるだけの資料は整えて提出したいと思つておられます。

りませんが、おそろくちよつと無理しやないかと思つておられます。しかしできるだけの資料は整えて提出したいと思つておられます。

りませんが、おそろくちよつと無理しやないかと思つておられます。しかしできるだけの資料は整えて提出したいと思つておられます。

りませんが、おそろくちよつと無理しやないかと思つておられます。しかしできるだけの資料は整えて提出したいと思つておられます。

りませんが、おそろくちよつと無理しやないかと思つておられます。しかしできるだけの資料は整えて提出したいと思つておられます。

りませんが、おそろくちよつと無理しやないかと思つておられます。しかしできるだけの資料は整えて提出したいと思つておられます。

昭和二十九年二月二十二日印刷

昭和二十九年二月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局